琉球大学学術リポジトリ

自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究 最終報告書No6：沖縄の自治の新たな構想　研究論文・研究録・構想案

メタデータ	言語: 出版者: 仲地博 公開日: 2009-11-24 キーワード (Ja): 自治基本条例, 自治基本法, 住民自治, 道州制, 分権改革, 新しい公共性, 市民自治, 地方自治法改正 キーワード (En): Local Governmnet Charter, The Fundamental Law of Local Government, Residents Self-Government, regionalism, Decentaralization of the Government system, New Publicness, Citizen Self-Government, the Revision of the Local Autonomy Law 作成者: 仲地, 博, 江上, 能義, 高良, 鉄美, 前津, 榮健, 佐藤, 学, 島袋, 純, 徳田, 博人, 照屋, 寛之, 宗前, 清貞, Nakachi, Hiroshi, Egami, Takayoshi, Takara, Tetsumi, Satou, Manabu, Shimabukuro, Jun メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/13387

沖縄自治研究会　第２回定例研究会

１．　前文（ファシリテータ：屋嘉比　収）
２．　人権（ファシリテータ：難波田　到吾）

日時　　2004年11月13日（土）
場所　　文系総合研究棟７０３

【前文】

○屋嘉比収氏　　今回で２回目ですが、簡単な自己紹介をさせてください。沖縄大学の屋嘉比と申します。この自治研の研究会には前々から関心があったのですが、日程が合わずになかなか参加できず残念に思っていました。関心をもった背景には、当時僕は玉野井芳郎先生の研究生で、１９８５年に玉野井先生が中心に提起されました沖縄自治憲章の作成過程でも、その雑用係もやっていて、当時玉野井先生がとても苦労されていたのを知っていました。それから20年が経った今日、その時よりも自治研が一歩踏み込んだ試みをやっているとの認識があり、非力ながらなんとかその末席に名を連ねたいという思いがありました。

前回参加した際に、自分なりに関与できる部分は何かと考えたら、やはり前文しかないということで、きょうは前文について簡単な話題提供をしたいと思っています。

先週の土曜日にメールで送ったものが、２枚目の私が書いたもので、１枚目は前回の照屋寛之先生の執筆した自治州の基本法ですね。この前文に対して私の簡単な感想が２枚目の私の書いたものです。今日はそれに書かれたものしか考えていませんので、その文章に沿って話しをしたいと思っています。

まずは、前文を貫く論旨といいましょうか、それについてほとんど異論はございません。
しかし、文章としての構成といいましょうか、前文の組み替えや、あるいは内容や語句についての吟味が必要ではないかと考えております。

特に、これは前回の会議で翁長先生から出されていました基本法の根拠や法的位置付けという問題とも関連すると思いますが、僕自身はやはり前文の中でこの基本法の全体像としての論点は、やはり押し出したほうがいいのではないかと考えています。これは基本法における前文の位置づけとしても、非常に重要な点だろうと思っています。さしあたり前文を読みまして、気がついた点を３点指摘したいと考えています。

一つは、これは非常に重要な問題だと思いますが、やはり沖縄の自治自立宣言、沖縄のことは沖縄で決めるという、そういう自決権の宣言を、前文の中で鮮明にしたほうがいいのではないかと私は考えています。かりに自決権の宣言をするのなら、どういう文章や表現にするか。これは、多分議論のあるところだと思いますので、ぜひ皆さんで論議していただきたいと思います。

その際に、沖縄といってもむろん琉球列島を考えているわけですが、ここでは奄美諸島を含むのかどうかわかりませんが、沖縄の他に宮古・八重山があり、個々の島々の個性がございます。それが列島の中の穏やかにつながって、島の連合ということもありますので、その点はすでに議論されていると思いますが、その個性的な島々の連合ということを含めまして、沖縄のことは沖縄で決めるという沖縄の自決権の宣言をしたいと考えていますのが、まず、１点であります。

二つ目は、自立宣言の背景にある、平和への希求です。私自身は歴史学を専攻しており、今の国際、国内状況に対する危機感、これは照屋先生の書かれた前文においても指摘はされています
が、もっと強調したい。やはり平和への希求という点を強調したいと思います。

これは特に、沖縄の位置といいましょうか、日本本土とは違う沖縄の歴史体験、特に戦争の体験や記憶がもつ意義を新たに語り直すことが重要ではないかと、最近とくに強く思っております。例えば、従来言われていますが、地上戦は、日本の中で沖縄だけが、硫黄島は別にしましても、人が住んでいるところで

は、地上戦は沖縄だけだったわけですね。その時に、何か沖縄戦の方が日本の中で例外であるととらえられますが、しかしアジアに座標軸をとってみると、地上戦がなかったところがむしろ少ないわけで、地上戦がなかった日本本土がむしろ例外であるといえる。だから、今後、沖縄州を考えるときに、日本という枠組みだけでなしにアジアとの関係性において考えてみたい。地上戦を体験した沖縄から、アジアとの関係で日本とは違う独自なイニシアチブをとれるという点が、むしろ重要ではないかと思っています。そういう意味で言うと、今後のアジアとの戦争や戦後補償の問題において、やはり沖縄からの平和の希求という問題は強く押し出したいと思う。これはたぶん安保の問題や防衛の問題を含めて、最近は東アジアの政治状況において、国際政治の問題と歴史認識の問題のつながりも指摘されていますので、日本とは異なる沖縄の位置に基づく歴史認識の部分はやはり強調しておきたいと思っています。

三つ目は、これは今の状況と深く関わっていますが、この基本法では沖縄に住んでいる住民の命を守るということ、それを最優先するということをやはり宣言したい。今回のイラクの人質問題や米軍ヘリ墜落事故に対しても、国民を守らない国家、あるいは住民を守らない自治体とはいったい何なのかということを、あえてこの沖縄の方から問いかけてみたい。そういう意味でも、住民の命を守るというフレーズを、前文の中にぜひ入れたいと考えています。今、思いついていることでは、その三点です。

したがって、今回、道州制をにらんで、この基本法を提示するわけですから、画一的な道州制、各地域割りで都道府県から拡大して道州になるという認識ではなしに、やはり一国多制度という、沖縄の自治と分権を提示するために、より一歩踏み込んだような、本土の道州制にはない沖縄の自治・分権の構想を示すような、これは文章でどう表現するかは議論していいと思いますが、こちらの構想や案として強く押し出したいという思いがございます。

そして、本文の構成内容を、①基本姿勢の表明、②歴史的な経緯や認識、③経済的自立と政治的自立（これは前文にありましたように基金をつくるというのも賛成ですので、そのような案を入れる）。④東アジアの中の沖縄という視点、として組み替えてみる。そういう構成内容で組み立てたいと考えています。はどうだろう。今回は細かなことは考えていませんが、もう一回機会を与えていただけるということになっていますので、その時には文章にして提起したいと思います。

もう一つは、さっきの平和の問題を含めて基地問題は避けて通れませんので、仮に沖縄の米軍基地が東アジアの公共財として認識するのであれば、利益だけでなく負担も均等に担うべきだという、昨日もたまたま佐藤先生たちのシンポジウムを聞いていましたら、そのような議論になりまして、やはり沖縄から日米安保の問題だけでなく、東アジアにおいて仮に米軍のプレゼンスが平和の貢献に役立っているというのなら、利益だけでなく負担も応分に東アジア全体で補ってほしいと、沖縄側から提起できるのではないか。これについてはすでにいろいろな方々が最近おっしゃっていますので、このような問題意識も組み込んだらどうだろうかというふうに思いました。

あと、語句について表現の問題ですが、いくつか気になった点がありました。

例えば前文の２行目の「正しく他府県にない歴史の体験」という、これどういう意味なのかちょっとわかりませんが、それは沖縄独自な歴史的体験という表現に変えた方がいいのではないか。あるいは「第二次大戦」という表現。これは日本史でいうと「アジア・太平洋戦争」で、その末期の沖縄戦という言い方が定着しております。あるいは「祖国復帰」という言い方の検討も含めて、皆さんと議論ができればいいと考えています。前文の基本的な考え方という、ちょっと大雑把な話になりましたが、以上が私の感じた感想です。あとは、皆さんのご議論をよろしくお願いします。

○島袋純氏　自決の宣言ということについてなんですが、照屋寛之先生の文章にも一応沖縄のことは沖縄と決めて書いてはあるんですが、これはやはり人民の自決権、自己決定権という概念に絡ませたような明確な権利宣言というのをやってですね、前文で権利宣言の書みたいなイメージをつくったほうが確かに僕もいいと思います。これは前々からずっと思っているんですが、スコットランドでも「権利の請願」、あるいは「権利の請求」というクレーム・オブ・ライツ(Claim of Rights for Scotland)というところから

まず始まりまして、前文的なものなんですけれども、それから具体的な中身に入っていったという経緯がありますので、沖縄の人民、人民というとちょっと色のついた用語なんですけれども、沖縄の人々、ピープルがどんな権利を持っている、どういうことができるんだという、要するに自分たちの将来像に関して自分たちの統治の内容を自己決定できるという、そういった宣言を念頭において、それが垣間見えるような文言にしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

それから３番目のことなんですが、屋嘉比さんの話で。沖縄戦のおそらく一番大きな特徴は、アジアでもなかなかできなくて、こんどのイラクのフセインがもできなかったことは、住民を人間の盾として使うということなんですよね。これはもしかしたら、中国で国民党軍とか共産党軍はやったかもしれませんが、明らかに国家が組織的に、正規軍が住民の盾として、現地の住民を戦争の真っ只中に巻き込んで防波堤に使ったんですよね。フセインがバグダッドでやるかなと思っていたけど、さすがにあのフセインさえもできなかったことを、沖縄では日本軍はやってしまったんですよね。これが何よりも大きな特徴で、人間の盾として使い物にならない、おかしい、変な動きをするやつはスパイとして殺していくというのが非常に大きな特徴ですので、国家が国民を守らないどころじゃなくて、国民を盾として使うと。その部分をどうにか入れられないかと。これ結局、沖縄や沖縄の人々を軍事的な盾として使うというのは、戦後もすべて使っていくという基本的な姿勢として一貫しているのではないかという気がして、それが命を守るか守らないかというレベルではなくて、命を犠牲にして盾として使うという、そこまでいっているように見えるので、そのニュアンスを出したほうがいいんじゃないかなという気がします。

それから、「祖国復帰」に関しては僕はあまり好きな言葉ではないので、「日本復帰」とか「沖縄返還」とかそういう言葉にかえていくのに賛成です。以上私の感想です。

○曽根淳氏　基本的には、きょうご提示いただいたような整理というのは、賛成かなと思いました。ただこの前文の位置付けについて、もう少し、前に議論があったのかもしれませんが、整理が必要なのかなと思うんですけれども、今まず書かれているものを見たときに、先ほど最初に権利宣言みたいなものがないというか、要するに前文の機能は何かと考えるかということなんですけど、この歴史認識が中心になっているというのは、前文の機能というものとちょっとずれている部分があるのかなと。その説明としては必要だと思うんですけど。前文の役割というのをきっちり決めて、今の内容は、こういう自治基本法にしたいなという気持ちの部分だと思うんですけど、自治基本法の前文として考えるのであれば、法律そのものを提議するようなものを中心にしていったほうがいいのかなというのが一つあります。

それから、今島袋さんからあったような歴史認識の部分は重要だと思います。だけども、これから先の沖縄のあり方を決める時に、どれぐらいの比率でそういう歴史的な認識に割くべきなのかと。ないのはおかしいと思うんだけれども、この８割は歴史認識で前文としてさっき言った機能が果たせるのか、そのへんを少し考えて、先ほどあったご提案のあった組み替えというんですかね、そういうものを考えていったらいいのかなと思いました。

○宮里大八氏　私のほうも前文を前メールいただいた時読んだのと、あとは今回の提案についてちょっと感想を述べたいと思います。

今、曽根さんからありましたように、歴史認識が現状では主になっているということなのですが、歴史認識を踏まえた上で今後どう展開していくかというのをもう少し付け加えたほうがいいのかなというふうに感じます。

その際に、例えば最初の１ページ目の下から２行目のほうにありますけれども、「平和関連の国際機関を積極的に沖縄に誘致し、独自の平和政策を目指すべきである」とありますが、こういう誘致とか、具体的な話というのは、前文に踏まえるよりも、どこか項目立ててつくったほうがいいのかなというふうに感じました。前文はあくまでも全体の沖縄自治州基本法の流れに沿った形で述べて、その後で細かなものに進んでいくという流れのほうがよいのかなというふうに感じました。以上です。

○曽根淳氏　同じことで、国の責任で自治・自立の基金を創立するという部分ですか、こういうところ

も前文にはいらないんじゃないかと思いました。

○佐藤学氏　今曽根さんがおっしゃったことを私も言おうとして。こういうところに議論をしていたので、これの印象が強かったので多分ここに入ったのではないかと思います。位置付けというところで、歴史的なところから、じゃあ何でかという理念を述べるとすると、そこのところをもう少し補充する、細かい具体的なところは、ここには必要ないだろうというのは私も賛成です。今言いたかったのは、きのうのシンポジウムであった議論というのは、２枚目の屋嘉比先生が書いてきてくださった下のほうで、米軍のプレゼンスが、米軍基地が東アジアの公共財とするならばというところで、昨日パネリストの一人が、こういう趣旨の発言をして、会場から非常に厳しい反論があって、終わった後からも難詰受けて、それのとばっちりが私のほうにもきて、なんだこの研究所はみたいなことを言われたんです。多分こういう形の議論を入れた時に、ちゃんと説明しないと、どういう批判がきたか、反論がきたかというと、米軍の存在というのは必要不可欠、絶対善のものとして認めるのか、何だお前はという、そういう話になって、またパネリストの若い同僚が「じゃ、あなたは米軍は絶対悪というんですか」とか、そういう売り言葉に買い言葉になってしまった。パネリストの彼も別にそんなことを言っているんじゃなくて、今すぐに米軍が東アジアから全部抜けるわけにはいかないし、抜けたらそれはかえって様々な意味で不安定要素になるであろうと、そうすると当面米軍がいるということは、前提としなければいけない。いつかは米軍がいなくなる、あるいは軍事力で平和を維持するということはやめるにしろ、当座の問題として米軍がいることは認めざるを得ないではないか、だとすればという、そういう論理の組み立てで、東アジア全体で受け入れなければいけないのではないか、彼が出してきたのは、沖縄の日本国内での負担もそうだし、それから東アジア太平洋地域での米軍の沖縄への集中度というのは非常に高いという、そういう数字を出してきたんですね。もしも今、当座の問題として、米軍の存在というのが必要とされているという、他の国も認識しているんだったらば、それは共有されなければいけないんだろうということを言ったんですね。ここのところの、屋嘉比先生ここに書かれた議論を盛り込むとなると、ちゃんと説明しないと、この自治研は親米・親ブッシュ団体だと思われかねないということでした。

○藤中寛之氏　先ほどの佐藤先生の指摘に関連するので、ちょっと発言させていただきたいと思うんですけれども。自分はこの作成に当たった道州制の導入という、実際に社会で進んでいるということが背景にあるということを踏まえまして、ちょっと指摘させていただこうと思います。

屋嘉比先生は、米軍基地を東アジアの公共財とするならという形で、従来は日本というものに限定されたものを東アジアに広げるという形の議論を展開されているんですけれども、道州制の主要なテーマとしては、沖縄が九州と一緒になるのかどうかということが、今現在は多分大きなものとしてありまして、たまに皆さんのところに配らせていただいたんですけれども、「グローカル知事平松守彦のその発想と実践」というところから、引いてみました。これは、結局例の104号線越えについて、当時九州地方知事会の会長だった平松さんが、苦渋の選択として受け入れるということをしたということの話なんですけれども、非常に今現在の九州地方知事会で、道州制において沖縄を含めるのか否かという議論をしている際には、とっても沖縄の基地負担を九州全部で痛みを共有してくださいよみたいなことを沖縄側が言うんですけど、とても九州としては非常にそれは受け入れ難いという、しーんとなってしまったというそういう状況が非常にありまして、このことというのは仮に、沖縄が九州と一体となって、ある意味で周辺地域化された場合は、沖縄の基地問題というのが非常に大きな争点になりにくいということを暗に示す状況であると思います。だからこのへんのこともありますので、東アジアという形で広げてしまうということで、現在、進んでいる道州制の導入という場合の論点が、ぼやけてしまうのではないかなという危惧がありまして、メールでもご指摘したんですけれども、この場で発言させていただきました。

次の点なんですけれども、歴史認識の点なんですが、最近、沖縄振興計画というのが出ているのですが、この中では沖縄の特殊事情として、第三次までの沖縄振興開発計画であった歴史認識のところが削除されておりまして、この点の事情とかもしっかり踏まえた上で新しく歴史認識を入れるのでしたら論理構成と

いうのをする必要があるのではと思いました。

最後になりますが、島袋先生が指摘された点なんですけど、③の沖縄自治州では、沖縄住民の命を守ることを何よりも最優先としたいという点に関連してのお話なんですけれども、前文ではその趣旨に沿うような文言を入れればいいと思っているんですけれども、「無防備地域宣言」というのが背景としてあったらおもしろいかなというふうに思ったので指摘させていただきました。以上です。

○曽根淳氏　無防備地域宣言って何ですか。

○藤中寛之氏　これは、ジュネーブ条約に基づくものなんですけれども、ジュネーブ条約追加第１議定書に基づくものなんですけれども、これというのは一定の条件を満たしたら、軍隊が攻め込んだりしたらいかんということが、国際法上保障されるというものです。簡単に言ったらそういうことで、自分論文も書いていますので、あとでお送りします。

○屋嘉比収氏　今、何点か指摘していただいてありがとうございます。ちょっとこういうふう名ことを考えているんです。

確かに今、道州制というのは、沖縄が九州に組み込まれるといいましょうか、九州と一緒の道州制の流れというか、そういう話があって、それに対して沖縄側からどうするかという問いかけが、いまの道州制についての議論の文脈があると思うんですね。僕は、それを画一的な道州制の導入という考え方ではなしに、沖縄の自治や分権という一国多制度を含んだ形を前面に押し出したほうがいいという考えなんです。その時に、２点ございまして、一つは、島袋さんが前回の那覇でのシンポジウムで、つまり道州制の問題を含め自治権の問題を考えることは、国民国家をいかに相対化するかという点で あることを前面に出されたわけですね。僕は、その指摘に非常に共感を持ちました。例えば、僕の問題関心で言うと、愛郷心といった場合に、パトリオティズムをどうとらえるか、非常に難しい問題がありますけど、沖縄の自立を考えるとき、国民国家の形成の道筋とは違ったあり方を考え模索したい。それは、国民国家の問題を、沖縄から考えるときに、日本だけでなく、同時にアジアに開く視点を持ちたい。だから国民国家を一歩手前の地域というところで相対化する視点とともに、アジアという視点、アジアというと、例えばさっき言った歴史認識の問題がどうしても重要になるんですね。日本とは違う歴史認識をもつ沖縄からアジアを考える視点を持ちたい。沖縄からアジアを考えるときに、これは僕の中で看過できない、除くことができない問題だというふうに思うんです。

したがって、僕の部分は歴史認識の部分が前面に出ておりますが、この前文の構成内容に書いてありますように、歴史的認識の部分は２番です。最初は、前文の基本姿勢の表明。次に歴史的経緯や歴史認識の部分。照屋さんが書かれた前文の中に、あえてこの部分を付け加えたいという趣旨です。だから、きょうの僕の話ではほとんど歴史認識の話が中心になってしまいましたが、全体の前文構成については、さっき言いましたように、論旨にはほとんど異論がありませんので、あえてその部分を付け加えたいということです。そしてできれば、さっきの国民国家の相対化という視点。それを考える手立てとして地域、あるいは愛郷心かどうかは議論のあるところですけど、アジアの視点を導入したいと考えています。だからむしろ藤中さんがおっしゃったように、今の道州制の流れを踏まえつつも、しかしあえてもう一歩踏み込んで、沖縄側から提案したほうがいいのではないか。そういう点で言うと、藤中さんが書かれた無防備地帯の設定、僕はあの論文を読ませていただきましたが、非常におもしろい提起で、その重要性は強く認識しておりますので、そういう問題も前文に入れるかどうかについて、皆さんで議論をしたいと考えています。

○島仲徳子氏　前文の下から13、14行目２行についてですけれども、沖縄の独自性を説明する際のよりどころの１つであります「文化」に関する意識についてです。

「他府県にない独自の文化圏を作り上げる可能性を秘めている」、という表現になっています、これは、今後、そういう可能性がある、という意味かと思いますが、しかし、現在の沖縄の文化というのは、すでに独自性を持っているのではないかと思います。これからの可能性ではないような気がします。

○野原氏　今回私初めて参加して、皆さんがメーリングリストでやり取りしているというのを今聞いて、

ああそうかと、先にきてこれ読ませていただいてどういう趣旨でやっているんだなと少しずつ確認しながらやって、発言しようかどうか迷っていたんですけれども、一応私今までの流れの中で、私の意見を少し述べさせていただいて、ピントがずれていたらごめんなさい。

文章として前文みたいなことをどういうふうに掲げていこうかという話になっているのかなということで話は進んでいるかと思うんですが、シマダ先生から、何名からもあったように、一つはこの文章に関しては、道州制については沖縄の自治ということに関しては、一つは権利の宣言という文章みたいにしたら私もいいんじゃないかなと思います。そのもう一つ、権利の宣言的な文章にしてもらって、もう一つの文章として添付として沖縄の歴史的背景という形で、背景として細々必要なことがあったら説明して、２部立てにしてもらったほうがわかりいいんじゃないかなという気がしてます。

それともう１点は、これは私の思ったことですが、一つは今前文の中に要約されているのでなかなか言葉選びが難しいと思うんですけれども、歴史認識について今、先、話し合いましたように、沖縄の独自性の文化をつくれる可能性を秘めてるとか言って、可能性というよりは、あるのではないかという話をされており、私も全くそう思います。

それから、文章のいたるところで歴史認識をどうしたらいいのかということをもう１回時間があったらたたいたほうがいいんじゃないかなという気がするんですね。私なりに読ませていただいて、歴史認識をどうとるかというのは、それぞれについても相当いろんな開きがあると思うんですね。それをどういうふうに集約するかということは、もう少し議論する必要があるのかなと私は思ってます。例えば簡単なことをいうと、上から３行目で、「自治・自立の選択の道を閉ざされ」と書いてあるんですが、そのあとに、「歴史の節目節目で自己決定することができなかった」というんですが、これはできなかったのか、沖縄の人がやらなかったのかという問題も含まれていると思うんですね。そのまま怠けちゃったというとおかしいかな、我々自身の沖縄側の問題として、そこも議論する必要があるだろうし、その後に、上から６行目、「その後の沖縄の発展に大きな障害となった」と書いてあるんですが、沖縄の発展の大きな障害の、「発展」って何なのと。どういうふうな認識しているんだろうか。これ、私の認識ですと、本土と切り離された中で、沖縄の発展、経済的な発展は問題あったかもしれないけど、沖縄の独自性の発展ということは、阻害されなかったと私は認識しているんですね。もしそれが、施政権が離されてなかったら、もしかしたら沖縄の独自性ももうとうに潰れちゃって、一地方になっていったんではないかなという気がするんで、発展というのをどこでとらえるかというのがあると思うんですね。

それから、その下に基地経済に過度に依存したため、第二次産業の育つ余地がなかったというんですけども、「基地経済に依存したため」というのは確かだと思うんですが、「第二次産業の育つ余地がなかった」ということに関しても、これは我々自身が沖縄側としてそれを育てるための何か施策とか、何か考えがあったんだろうか。その中で育たなかったんだろうかとか、そこをもう１回振り返る必要があるんじゃないかと思うんですね。ですからいろいろ読んでいくと、いろんな認識をどうとらえるか、この歴史事実をどうとらえるかというのは、それぞれの見方・考え方があると思うので、やっぱり時間をかけて議論をしたほうが、私はいいんだろうという気がします。そして権利宣言に関しても、自治沖縄が道州制の中で、自治として沖縄が独立性を持とうとする時に、もうちょっと広い意味から、私もさっきアジアとか、いろんなこと言ってましたけど、広い意味からとらえたほうが、沖縄の自治としては確立しやすいだろうと思うんです。沖縄の基地を他の県に対しても痛みをわかってくれというのは、沖縄側の私は甘えだと思いますし、確かにそれはあるんでしょうけども。これはもちろんとらえ方です。だからと言って、どこかに基地を受けてくれるところがあったらというけど、そこはまた受け入れたくないというのも、さっき話があったように、まさしくそうですしね。だから、もうちょっと我々がどういう形でとらえるかみたいなことは、我々の歴史認識と体験の認識を、今後どういうふうに我々がとらえるかという認識まで、もうちょっと深める必要があるのではないかと思うんですね。そうではないと、沖縄の道州制については、沖縄の自治をしっかり持とうという訴えそのものが、結局、沖縄側だけの問題という形でとらえれば、結局はもとの沖

縄というんですか、我々は犠牲を強いられているんだから、ちゃんとやってくれよという立場から脱却できないというんでしょうか、そしたら本当に自立できる、道州制に対しては沖縄が自立するというチャンスを、逆にまた同じように歴史の中で繰り返しているだけではないかなと気がして、とても危惧しているんです。その意味では、さっき言って繰り返すようですけれども、沖縄の体験を歴史認識としてどうとらえるかということを、もっと、大変でしょうけど、時間で議論する必要が僕はあるんじゃないかと思っています。ちょっと長くなって恐縮ですが。

○濱里正史氏　今、歴史認識という話があったんですけれども、むしろ認識、言葉尻だと思うんですけれども、沖縄の特性を認識というよりも事実を淡々と述べておいたほうが、いいのではないか。先ほど、無防備地域という話がありましたけれども、流れとしては、結局世界的にみると、大きな国に挟まれた小さな地域というのは、紛争の火種になると。ですから、もう少しさかのぼって中国の一部だったころから、要するに大きな国の一部だった、いろいろ世変わりしてきたという、そういう日本のほかの地域とは違う特性をもっていると。これは、日本の中では特殊だけれども、世界的にみると、スイスとか、コスタリカとか、そういうところは、同じような特性を持った地域があって、そういうところは周りの紛争の火種になるので、周りの国の、例えば沖縄だったら、日本とか中国とかアメリカということで、けんかしないために、ここにはお互い手を出さないでおこうという話になってくると、無防備地域宣言と。その延長上であれば、米軍基地をここに置かないのは日本のためでもあるし、アメリカのためでもあるし、中国のためでもあるというような話につながっていく。これは、認識というよりも、沖縄が置かれた、そういう持って生まれたというか、置かれた、昔からの特性がそういうふうなことにつながっていくと。

体験でいうならば、本島は地上戦で多くの人民が死んだけれども、先島は死ななかった。あまり死ななかったですね。全くではないですけど。それはなぜかというと、軍隊というものが置かれていなかったからだと。結局、そういう火種になるようなところに軍隊を置いてしまうと、いつかその火種が爆発して、そこに住む人が巻き込まれてしまうんだというそこの事実を、これは認識ではなくて、そういう流れで世界にも同じような特性を持ったところがあるということを、もう少し先の琉球王朝ぐらいのところから、沖縄のもって生まれた特性というような形で、解釈云々ではなくて、そういうところなんだというトーンでいけば、２枚目にあります平和への希求とか、沖縄の住民の命を守ることを何よりも最優先するということが、沖縄でどういうふうに実現するべきかということに、前文でははっきりと言わなくても、そういう特性があるということを述べておけば、そういう認識につながっていくんだと。前文で認識を述べるのではなくて、前文ではその認識のもとになる、根拠となる事実を述べておくのがいいのではないかなと。

もう一つ、僕財政担当しているのであれですが、この間与那国行った時に、10年ぐらい前に、与那国の今国有林になっているところは誰のものでもなかったと。税金を取られ始めて、個人が町有地に移管したと。町有地も税金取られるので国有地にかえたのが今の国有地だという話がありまして、これ沖縄全体にいえると思うんですけれども、沖縄という地域が自ら日本に入るということに一度も決断しなかったのに、いつのまにか大きな国有地を持って大きな領海を持っている。要するに、沖縄という地域は、またこれも沖縄の特性として、大きな領海を有しているわけですけれども、沖縄という地域は、大きな領海とわずかな土地ですけれども、これを日本国と共有することによって、日本も国益を得ている、利益を得ているという、この歴史の特性と沖縄の地理的な特性ですね、ここを前文に述べておいてもらえると、実はここで基金というような話を持ち出さなくても、実は沖縄という地域は日本に大きな国益をもたらせている地域であるという地理的特性を持っているということであれば、やはり自治、そこに日本の国民だと思っている人が住んでいる、人が住むということが日本にとって重要なことなので、きちんとした財政措置なり、自治権なりを認めてくださいという話につながっていくのではないかなと思いまして、前文ではそこに判断をそのまま認識を書くというよりも、そこの沖縄の特性を淡々と書いたほうがいいのではないかなというふうに感じました。長くなりましたが、すみません。

○玉城和宏氏　私自身もすぐ何かサブファシリテーターになっておりまして、メールを出しただけで、

具体的なリターンは全部いただいておりませんので、内容はちょっとわからないんです。それから、私１月いっぱいで沖縄大学のほうの内地留学が切れるということもありまして、最終的なレベルまで責任を持っていけるかどうかちょっと非常に不安なところがありますので、そのへんのところをちょっとご容赦願えればと。これちょっと前置きですけれども、私がメールでも出しましたように、専門は数学です。だから、数学の成り立ち、それから数学の認識、それは自然系の認識、あるいは人間の心理学的な認識も全部入ってくるのですが、基本的に、沖縄の場合の歴史認識、やはりこれは非常に必要だと思います。その歴史認識をみた時に、琉球王朝のことをよく皆さんおっしゃいますけれども、その時は自治権をある意味では持っていたと。上位からの支配があって、上のほうの王侯貴族と、それから武士と、それから下のほう一般も、少なくとも自治権を持っていたと認識しております。それは、沖縄という地域で経済的にも政治的にも閉じていて下位組織も必要だとされるという認識です。その後はどうなったかというと、私自身の認識ですと、植民地政策であると。全部植民地なんだと。アメリカ世も、日本世も、薩摩が入ってきた時も、基本的に現在も僕は植民地だという認識をしております。

だから、そういうふうな認識の背景には、何があるかというと、沖縄が主体性を持つというところの基本的な実質的自治権は一切認められてないという状況把握を私はしております。個人的には。だから、憲法の専門家でもありませんし、法律の専門家でもありませんけれども、基本的な私自身のウチナーンチュとしての感覚からいいますと、これは植民地にされて、権利を与えられずに、生活発展の正しい方向も見失い、振興策とか、何かというと箱物であるとかバーターをさせられて、お金をちょうだいという、そういうふうな形になっている。だから、アメリカの世のときも、私もちょっと個人的に調べてみたりしましたけれども、実際にウチナーンチュを労働力として確保したいというために、Ｂ円という高いレートの軍票をセッティングもしてありますし、それからドルのほうにすぐ替えてしまうと。そうすると、国内の生産というのは、農業とかの生産に関わる事業は成り立たない。基本的には輸入したほうが安い。そうしますと、そこのところの土地を耕すよりは、軍用地のほうに働きに行って、それでドルをいただいて、それでもって品物買ったほうが非常にコストが安い。つまり、住民は生活の簡単な方向へ舵を切ってしまうという状況を米軍に作られてしまっている。この状況を把握するために、私は社会を生存空間という概念でとらえております。生存空間の中身はどういうことかというと、基本的に生物と同じで、安全空間、つまり自分がどこにいたら安全かと。それから、食糧確保、すなわち食料空間。そういう二つのメインなところで生存空間が一応成り立っていると考えております。

その生存空間の中にはどういうことがあるかというと、社会的事象を物質を含めて状況とみなすことのよって、社会の状況認識が必要になる。だから皆さんがおっしゃったように歴史認識というのは、過去からの状況認識の一環であります。社会認識が状況であることから作用によって変化を受けやすく、状況を保全するのも変化させるのも情報が重要であり、そういう情報の中にいろんな手段・テクノロジー・作用、あるいはアメリカの作用とか日本の作用とか、いろんな作用がそこに入ってきます。

そうしますと、その変化の中で、アイデンティティ、沖縄のあるべきアイデンティティというのは、どういうふうに見るべきかというところが自然に出てくると考えておりますので、やはり歴史認識というか、植民地であったという認識を直接条文に出すか出さないかは別としましても、基本的に皆さんがおっしゃっている自治権とか、いろんな自分たちの権利とおっしゃっているのは、全部はもらってない、植民地だから与えられてない。そういうふうなところにすべて起因しているというふうに思います。

私文系ではないので、つたない文章能力しかありませんけれども、基本的に沖縄の人たちが、本土も含めて、アジアも含めて、そこの中でよりよい生活のパターンを築いていくというそのイメージ、歴史的な流れとそのイメージを持って、前文を書かないといけないだろうと、そういうふうに認識しております。ちょっとそういうことだけ申し上げておきます。

○野原氏　自治権に関しては、与えられるものでなくて私たちが勝ち取るものであると私は思うんです。それだけ１点です。与えられるものでなく、我々が取るということです。

○玉城和宏氏　だから新聞に投書もしましたし、主権在民というのが基本的に我々が持っているんだと、持っているけれども日本国憲法の保護下にないというのが。

よろしいですか。今の質問に関連しまして。実は僕琉球新報のほうに、文壇のほうで怒り心頭に発しまして、投稿いたしました。そこの中に書いたところはどういうことかと言いますと、フランスの人権宣言に照らして、95年の少女暴行事件と、沖国大のヘリ墜落事件の相似性といいますか、相同性というのをそこでみていまして、そこの中には主権が犯されていて、法の下の平等ではない。それがフランスのほうの人権宣言でいうと所有権。所有権はもちろん命も入っております。そういうところをメインにしながら見ていきますと、実は、例えば95年の少女暴行事件の場合には、犯人が特定されたとしても、アメリカ軍の好意でしか我々警察権をもって調べることはできなかったわけです。それからテレビでごらんになったと思うんですが、彼らは全部軍服を着て列席してましたね。軍服を着て列席をするということは、彼らからいいますと公務中であります。公務中ということは、その上司のほうの司令ひとつで、必要であるということを一筆書けば、日米地位協定の関係で、すぐ引き揚げることができます。そういうふうな部分が、実は主権がない所以です。

それから、少女の場合には、主権と法の下の平等、つまりウチナーンチュだったらそういうふうな事件を起こしたら、法の下で裁かれるのが、それが裁かれてない。それから、もちろん所有権として、自分の命・身体、それは第一義的には女の子が持っているわけですが、それが踏みにじられている。それから、ヘリの場合もそうですね。沖国大が所有権を持っている建物とか、それから大きい木とか全部やられておりますし、そこの司令官を呼び出して、ちょっといろいろ聞きたいといっても、彼らは出頭しません。つまり、裁判権が及んでないんですね。それからあと、所有権はもちろん蹂躙されておりますし、そうすると三権が基本的に機能してないんですよ。三権が基本的に機能してないところというのは、フランスの人権宣言の16条にありますけれども、それはどういうことかと、そういう地域は憲法を持たないんだと。そうすると、日本国憲法がそこの中にはないということです。しかし、それでも主権を持つということは、自然権として必ずあるんだと。それを僕は認めてないというわけではありません。

○屋嘉比収氏　皆さんのお話を聞きながら、論点が、いろんな重要な指摘ございましたが、いま議論したい論点として一つありましたので、それについて話したいと思います。例えば浜里さんが、前文では歴史的事実を淡々と書けばいいのだとおっしゃいました。一方で玉城さんが、歴史認識の重要性を強調されました。この部分はやはり議論したほうがいいと思います。前文で歴史事実だけを書くというやり方と、一歩踏み込んで前文の中で基本方針を述べると共に、歴史認識まで書くべきだという議論だったと理解しています。

○島袋純氏　多分、濱里さんが言われたのは、事実は事実として淡々と書いて、それは脚色せずに書いて、ですが歴史的な事実というのは重要で、そこから例えば万国津梁、平和な国だったというイメージがあったりするんですが、それとか沖縄戦の悲惨さのそういったものは事実として書いておきながら、それから日本国内においてどういう平和の戦略があるか、あるいはアジアにおいてどういう平和の戦略があるかというのを、積み上げればいいという話だったと思うんですよね。ですから、歴史的な事実として、あまり脚色せずに事実的に書いていて、しかも歴史的な認識から出発するような沖縄のあり方というのを書いていかないと、前文にはその前文の役割が果たせなくなるという意味だったと思うんですよね。これは、特にアジアの中での沖縄とか、日本の中での沖縄と考える時に、我々がした歴史的な体験というのは、非常に重要な問題で、だからこそ例えば先ほどの話なんですけれども、米軍のプレゼンスをそのまま肯定するのか肯定しないのか、絶対悪とするのか、絶対善とするのか、その時、議論になったんですけれども、そうじゃない第3の道というか、基本的に軍隊というものを縮小しながら、軍事的な空白地域をつくるということで逆に公共財として沖縄を浮かび上がらせようという意味ですよね。そうなると、この軍事的な空白地域をもたらすための論拠としての歴史的な事実というものを持ってくると。だから、そこで歴史的な事実と将来への沖縄の像がつながってくるわけですよね。そういう発想の仕方でいいんじゃないかと思

うんですよ。

○玉城和宏氏　やはりここで集まっておられる方々は、基本的に沖縄が自治権を有するという、そういうふうな強い願望があるわけでして、過去の歴史からもその自治権は認められてなかったという、そういう形で私は植民地政策という話をちょっとしたんですけれども、そのへんの流れですか、過去の状況の流れで我々がほしいものは、やはり自治権であると、自治権であるから憲法第95条の項目に基づいて云々という形でつながるというふうに認識しているんです。

○野原氏　さきほど、島袋先生がおっしゃったことに私も大賛成です。ああいう形でまとめてくださるといいのかなと思います。それに加え、同じことを言うのかもしれませんけれども、沖縄の自治権を、さっき私も言ったんですが、自治権は与えられるものではなくて勝ち取るものだと思うんですが、沖縄の歴史から出てくる答えとしては、たぶんにこれは私の認識なのかもしれませんけれども、たぶんに自治権を勝ち取るということそのものが、沖縄の歴史体験の中で我々が確認できることは、勝ち取るということは何も相手と争うことではなくて、第３の道で話したように、勝ち負けではなくて別な形で沖縄が自治権を勝ち取るということを、宣言として明確に打ち出したほうがいいような気がしているんですね。内容としてですね。それをどんな文章にするか、私は皆目見当つきませんけれども、勝ち取るという意味が、勝つとか負けるという意味ではなくて、もっと別な形で、我々が文化も含めながら、社会のシステムがいろんな文化のサブシステムとか、経済のサブシステムとか、いろんなシステムがあると思うんですが、それらを全部統合したかたちで何か表現できると、沖縄の体験歴史が自治権の時に大きな意味として、その背景がクローズアップされるのではないかなという気がしています。

○曽根淳氏　皆さんが言われていることは、それぞれ必要なことで別に矛盾はしてないと思うんですけど、やっぱり全体の中での前文の機能というのを考えないといけないと思うんですね。皆さんが言っている思いのたけをずっと書いていくと、本１冊になってしまうので、やはりこれは条文全体で表されるべきところでしょうと。その中で、前文で必要なのは、先ほど島袋さんが言われたように、これからあと位置づけるいろんな、本当の権利を導かせるために必要なものを、ある程度置いておけばいいのかなと。ですから、歴史認識の必要と思われる部分は当然書くべきなんですけれども、それをずっと書いていくと、これだけで終わってしまうので、やはりその機能を考えたボリュームにすればいいのかなと思います。

○佐藤学氏　ま、曽根さんに先越されてくやしいんですけど。もう一つ、今前文の役割ということで、はっきりさせておいたほうがいいのは、これずっと歴史のことを書く（核？）として、そのあとで権利宣言としての前文にするのか、それとも全体の構想を立てるための導入部とするのか、その両方なのかという曽根さんが今おっしゃったことにあわせて、もうそろそろ時間を考えると、前文をどういうふうにするかということを決めないと、屋嘉比先生も困ると思うのでそこのところを今。

○屋嘉比収氏　はい、ありがとうございました。本当に今佐藤さんがおっしゃったような議論を、皆さんに提起いただければと思うんですが。やはり、これは前文の、全体の基本法に関する全体の位置付けの問題だと思うんで、どうでしょうか、今の問題提起に対して。

○島袋純氏　おそらく前文は、Ａ４の１枚で多いほうですよね。ですからこれでやるとしたら、本当に曽根さんが言ったような前文の役割を明確にして、宣言の部分と歴史的な認識というのはできるだけ絞っていって、それで、だけどこれじゃ気がおさまらないという部分があるので、どうしても別に文章をつくりたいですよね。そんな方向で、歴史的な事実とそれから僕はやはりどうしても認識という言葉を使わざるを得ないと思いますよ。我々がどうこの歴史を、この事実を認識しているかという、その部分を書き込んで、それから将来的にはどういきたいかと。将来的にどういきたいかという部分は、また非常に重要になるので、沖縄の自治の未来の像として。ですから、そこの部分は絞りながら、将来像はどういう沖縄の未来像を願っているのかという部分については、また書くと。ですから答えとしては、屋比久さんが書かれたように、１、２、３、４でいいと思うんですけど、この４の中にアジアの中の沖縄というところに、平和に非軍事的な面で貢献できるという点です。しかも先ほど言ったように、軍事的なプレゼンスを前提

として善か悪かではなくて、別のタイプの原理をアジアの空間の中でもってくるんだという、その論理を入れていけばいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○新崎盛幸氏　途中から参加したので、あまりまだ把握してないんですけれども、前文ですね、やはり曽根さんがおっしゃるように全体構造を、ある意味で示す役割というのがあると思うんです。いろんなお話が出ましたけれども、今の段階ではある程度の歴史やお互い共通している認識はもっていると思うんですね。それで、今の時点で歴史認識をきっちり文面化しなくても、そこをおさえておけば、後でいろんなテーマが出てくると思いますので、そのテーマを全部消化した後に、さらに前文を議論する場がありますから、そこで議論を深めてはいかかでしょうか。全テーマを消化し終えて、また全然違った文面になる可能性もあると思います。前に市町村モデル条例をつくった時も、前文は最後のほうで議論し、結構スタート時点でまったく気づかなかったことも、ひととおり終えていろいろ議論が盛り上がったこともありますし、今の時点でそこまでたたく必要があるのかという気がします。

○玉城和宏氏　やはり、共同のコンセンサスを得るために、野原さんがおっしゃったように宣言の形態、項目の形態ですか、まず項目を挙げていただいて、それでこれとこれとこれは譲れないよねと、そういう絞っていける、例えば重複したり、オーバーラップしたりという思いがたくさんあるはずですので、権利宣言あるいはそういう形、その時に私自身の感じとしては、住民の熱意というか、そういうものをかもし出すような、檄文ではないですけれども、それに近いようなことが必要だと思うんですよ。それを入れることが可能かどうかという、そういうこともあとで議論していただければと思っております。

○屋嘉比収氏　はい、最後に、ちょっと一言言わせてください。例えば沖縄のことは沖縄で決めるといった時に、僕の中でやはり歴史認識が非常に重要な位置を占めています。例えば、歴史事実というのは無数にあるわけですね。その事実のうち何を選択し何を捨象するか、それによって歴史認識が示され、問われてくるわけですね。僕はそのような消極的な歴史認識ではなしに、もう一歩踏み込んで、自分のことは自分で決めるといった時に、過去の歴史を読み返すことこそが重要なのではないかと考えているのです。いろいろと無数にある事実の中から、なぜ沖縄戦のこの部分が重要なのかということを読み返して、その読み返しこそが、ここでり我々の態度表明に直結するのではないかと思います。

したがって趣旨はよくわかるんですが、事実よりも認識のほうに強調点をおきたいと考えています。そのへんの議論をできればやりたい。あえてその部分を前文で、条項の関係で他の部分ではちょっとできそうもないので。そういう意味で、今日はその部分について議論になったと思います。皆さんの問題提起を踏まえて、次回まで案文を用意するのですか。

○島袋純氏　はい。

○屋嘉比氏　では、次回までに何とか案文を用意したいと思います。

○島袋純氏　皆さんそれぞれまた遠慮なく、もし別の案があるんだったら。

○屋嘉比氏　そうですね。藤中さん、僕はメール見てなかったものですから、申しわけありませんでした。では、どうもありがとうございました。

【人権項目】

○難波田到吾氏　それでは、人権の項目について始めさせていただきたいと思います。私は、難波田といいます。今回、人権の項目をどういう形で進めていこうかなと考えまして、本来ならばまた一からから考え直したほうがいいのだろうけれども、ちょっと時間的な制約もありますので、去年この自治研で市町村レベルでの自治基本条例、その中でつくりました人権に関する項目ですね、これを一応基本というか参考にしながら、あとＧ１、Ｇ２、Ｇ３のこの前のシンポジウムの中での発表の中にあった、人権に関する項目を反映させるということと、あとこれは私も時間的にやりきれなかったことで、ほとんどこれは反映されてないんですけれども、この１年余りの間の社会情勢の変化いいますか、有事法制、ヘリの墜落、人権擁護法、個人情報保護法、凶暴罪の法案化、住基ネット本格稼動、これらのことを人権という観点から

反映されなければいけないのではないかなと思ったんですけれども。あとは、市町村レベルでの条例と県レベル、この場合自治州になるんでしょうか、そのレベルの、変わることによって新たに考えるべきことが出てくるんじゃないか。例えば、警察ですね。県警、州警察になるんでしょうか。ここに基本法が適用されるということを意識されなければいけないんではないかと。主にはそういったことですね。

では、具体的な項目に入っていきたいと思います。

平和的生存権からでしたね。２－１、２－２と２つの条文が市町村の自治基本条例の時に考えたものとしてありますけれども、その上で、

（１）Ｇ２案では、「兵役軍事協力を拒否」「自衛戦争を含むあらゆる戦争を拒否」「戦争を目的とする人的物資、物的物資を認めない」と踏み込んだ規定あり、有事法や憲法改正への歯止めとしても必要ではないかと、こういうふうに書いたんですけれども、先ほどの議論も聞きながら、では、現在あるものにどう対応するのかと。これは目標としては大事だと思うんだけれども、では、それとの兼ね合いどうしようかということですね。

（２）Ｇ３では、将来の「友好条約締結後、沖縄は非武装、非核地帯として国際的に宣言を行う」とある。将来に向けてこれを目指して取り組むということで基本法に盛り込めないか。また「国連アジア本部を設置し、国際刑事裁判所条約に批准する」、自衛隊や米軍の「基地使用料を琉球政府に支払う」としているのは、Ｇ３の前提としている主権回復というのが絶対的に必要な条件になるのか。このあたりですね。ただ、このあたりは人権というより対外関係の問題として扱うべきなのかなということも思います。

（３）ですね。今の（１）、（２）に関連し、市町村レベルでは住民の平和的生存権が中心になるが、自治州レベルでは、その平和的生存権を世界に拡大させるような取り組みも強調すべきと思うということですね。

（４）私が６日でメールを流した、米軍の軍隊内の人権侵害に関する、市町村の自治基本条例の時に、住民の主権はまちづくりに関わる区域として自治体内にある米軍基地にも及びますと、ここから人権に関する規定も、米軍基地内の米兵軍属に適用されると考えるのが妥当性があるのではないかということから、ここ（４）のところにきているんですね。軍隊内の人権侵害に関する人権ホットライン、その結果を米軍に改善を勧告する。教育権、知る権利という観点から、沖縄で制作した英語放送、テレビ・ラジオで米軍駐留に伴う県内の状況、米軍の攻撃に伴うイラク・アフガンの状況などを流すと。あと、脱走米兵の保護。これはベトナム戦争の時にベ兵連なんかがやっていたことと思うんですね。ちょっと今状況が違うんですけれども、ただ例えば、盛んに放送を流すとか、そういうことをやっていけばひょっとしたら状況が変わって、脱退したい米兵というのが現れるかもしれないと。次が、米軍が他国の人々に対して行っている人権侵害の内部告発に関する人権ホットラインですね。

それらは、人権が基地内の住民に及ぶことから規定される平和的生存権の施策の例だが、あえて（３）平和的生存権を世界に拡大させる取り組みや、（１）Ｇ２案で提起した規定ですね。それらの権利に対応して加害（他者への人権侵害）に加担しない権利、加害（他者への人権侵害）を強要されない権利などの概念を生み出せないか。この前テレビで上官の指示でイラク人をヘリの機銃で殺す映像が非常に衝撃的で、何か加害を強要されない権利、加害に加担しない権利というような概念が生み出せないかなと思った次第です。

（５）「米軍によって人権被害を受けた住民が、まずどこに相談したらいいのか、わかりやすく信頼できる適切な窓口」ということで、通常、例えば何か被害があった時、警察に届けるということが、普通あるのかなと思うんですけれども、ただ警察というのは基本的に犯罪を犯したものを捕まえたりするというのが第一義的な目的で、人権の救済とはちょっと性質が異なるわけですよね。その点を踏まえて、また別に窓口が必要なのではないかということで、これ（５）になりますね。

次、環境権のところですけれども、環境権については基本的に特に気になるところはなくて、この前やんばるの世界遺産登録が、米軍基地のせいでポシャった問題などをどう考えるかと。これは、米軍基地内

に、結局、沖縄の権限が及ばないということで、保全義務などが沖縄県の手によって実行できないからというようなことで、登録申請からはずされたという経緯があったと思いますね。

もう一つの、こちらの字の小さいほうに移りますけど。１つ目、基本的人権を守る権利ということで、（１）Ｇ１案では「国を相手に訴訟を起こす権利」と、具体的手段を挙げている。そのための「自治体法務の意義」も指摘されている。

（２）Ｇ２案では、「国が沖縄自治州の住民の基本的人権を侵害する場合は、住民は人権の基本原則として抵抗権を有する」と、抵抗権という言葉を使用。抵抗権という言葉が、かなり最初のころに仲地先生から提起されて、前回も、市町村条例の時も、この抵抗権という言葉を盛り込むか盛り込まないかで、だいぶ議論をしてきたと思います。ちょっと私も、結局盛り込まなくなったといういきさつをよく思い出せなくて、結局、またこうやって私からも出してしまうことになりました。

（３）Ｇ２案では、「基本的人権は公共の利益という名の国策によって制限ないし侵害されるべきではない」。これは結局、公共の利益によって制限するということを明記するべきだという憲法改正論議の中で出されているわけですよね。これらの牽制として必要なのではないかなと思いますが。シンポジウムの中で、高良鉄美先生の発言の中で、人権と人権は、その量ではなく質を比較すべきという言葉とその考え方で、この問題の意味が私自身はよくわかったような気がするんですね。私自身この言葉が非常にわかりやすかったので、この言葉をどこかに盛り込めないかなというふうに思いました。

次のところ、まちづくりに参加する権利の中で、前述「１－４」というのは、総則で先ほど言いました米軍基地内にも主権が及びますという項目ですね。こちらから米兵・軍属を単純に住民と解釈した際に、「５－１」住民は、まちづくりのすべての過程に参加し決定する権利をもっています。ということにより、決定権までその米兵・軍属がもってしまうことになるのではないかと。これをどう考えたらよいのかと。例えばこれ市町村の条例だから、ちょっと今回あまり直接関係ないんですけれども、金武町など米軍の米兵・軍属がたくさん住んでいるところでは、これはたいへんな影響力持ちますよね。そういったことです。

（２）Ｇ１案の「パブリックコメント制度の導入・充実」、これはたぶん説明があったと思うんですけど、私ちょっと思い出せなくて、宗前先生か、徳田先生が来られていたら、ちょっと説明をお願いしたかったんですけれども、きょうは来られていないですね。

次の、教育と学習に関する自治の権利。

（１）歴史認識、多民族、多文化への理解と尊重は、平和的生存権を実質化していく上での、精神的な基板とも思える。また、政治過程（例えば米軍統治下からの権利の獲得運動現在の政治参加の仕組みなど）を学ぶことは、自治を実質化していく上での、精神的な基板とも思える。沖縄が目指そうとしていることとの視点から、教育と学習の権利について踏み込んで明記してよいのではないか。

（２）「６－２」は、すべての世代の人に学習の権利と機会を保障しなければなりませんの、この「すべての世代の人」からさらに広げるべき。だから世代だけでなくて、例えば性別・国籍など。これは、次のところにも絡んできまして、例えばアメラジアンに対する深刻ないじめと教育の問題など、これをあえて取り上げたのは、６月23日、沖縄の学校では、この時期に集中的に平和学習を行いますけれども、以前、私の知り合いで、アメラジアンの子供たちに授業などを行っているフリースクールで、ボランティアをした人から聞いた話なんですけれども、この慰霊の日の前後に、学校（学校というのは沖縄の一般の学校ですね）に通っているアメラジアンの子供たちに、いじめが一番ひどくなると。つまり、この平和学習の中に何か教え方に問題があるのだろうということと、あともう一つ、今言いましたフリースクールですね。結局、彼らは、主に沖縄の母親とアメリカの父親の間に生まれているわけですけれども、この両方のアイデンティティ、このアメリカ人の父親の部分を埋め合わせるために、彼らはフリースクールに通っているわけですけれども、これを公的に学ぶ権利を保障する必要もあるだろうという視点からのものですね。

（４）Ｇ２案「沖縄の独自の文化を享有し発展させる権利」は、自治教育権の観点を強調しているものだろうと。でも、なぜ「独自の文化を享有し発展させる権利」という言葉を盛り込んだかというところで、

結局、日本全体といいますか、中央に対する沖縄の自治権という観点から、これを盛り込んだのだろうなというふうに思ったわけですね。

次のまちづくり活動団体。

藤中さんが指摘された金武杣山訴訟事件の性差別の問題、それを読まれてない方もいると思いますので、ちょっと大雑把な内容だけ話してもらってよろしいですか。

○藤中寛之氏　藤中です。難波田さんが書かれているように、区で区長選挙の投票は戸主のみに限られるという事例があり、これなども家父長を制度的に認めている、まあそういうものを指摘しているんですけど、基本的に軍用地、区のものとなっているものがあるんですけど、その分配に当たって、男の人だけに認められて女の人は認められてないという、何かそういう問題だと思います。

○難波田到吾氏　ありがとうございます。そういう問題と、あと区で区長選挙の投票が、戸主のみに限られるという事例があり、これなども結局、家父長制という制度を制度的に認めていることになるのではないかという問題ですね。こういう従来からある区であったり、自治会であったり、町内会であったり、部落会であったり、こういう旧来型のまちづくり活動団体と、まちづくり活動団体の自発性・自立性との関係で、これをどう考えたらいいのかという問題ですね。

では、次の項目にまいります。情報の共有ということであるわけですけれども、この中で、そもそも論なんですけれども、自治体の持っている情報は、そもそも住民のものである。(ちょうど自治体の金が、住民のものであるように)という点。同様に自治体の持っている個人情報はその個人のものであるという点、そういうそもそもの原則を最初に明記しておいたほうがいいのではないかと。金の問題同様重要であるにもかかわらず、あまり意識されていないように思います。住民が、税金を一方的に搾取されているように、これは現状ですね、一方的に監視され管理される対象になっているのではないかと。

（2）自己情報コントロール権。個人の情報をいつ、どのように、どの程度まで保有させ、伝達するかは、その個人自ら決定する権利ですね。これを実質的に保障するために、1、その権利。2、行政がまちづくりの仕事における個人情報の取り扱いに関して、この基本法の趣旨に基づいて、その権利を保障する義務を明記。ちょっと悪い文章ですね。例えば詳しくわかりやすく説明し、すべての過程（構想策定段階から評価まで）において住民参加を保障する。結局、行政がその行政の施策の中で、個人情報をどう取り扱い、どういうふうにシステム化していくという、その組み立ての構想段階から、住民が参加して考えていく、これが必要なんじゃないかと。と言いますのは、どういうことかと言いますと、結局、今住基ネットにかわりまして、各自治体で住基カード、ICカードが発行され始めているわけですけれども、これ現在、この住基カードはほとんど使い道がありませんから、ほとんど普及してませんけれども、例えばこれを今進めようとしていることは、図書館の貸し出しカードであったり、あとパスポートもありますね、あと運転免許証とか、あと診察券であるとか、そういった形でどんどん、どんどん、その1枚のカードに集約させようという構想が進められています。そういった場合に、今はそのカードを持つか持たないかというのは、自由であると、別にほしくなければ持たなくてもいいという形で、選択できる形がとられているわけですけれども、そのようにどんどん、どんどん、多機能化していくと、結局このカードを持たないと、生活が成り立たなくなってしまう。実質的に選択の権利というのがなくなってしまうということになる。だから、住民がそれを利用するかしないかという同意だけでは、実質的にその住民の人権というのが保障されないことになってくるわけで、この個人情報を取り扱うシステムのつくり方そのものに、住民が関与していかなければいけないと、それが認められるべきだという話ですね。

（3）政府のＩＴ戦略本部「e-Japan2」で「沖縄におけるＩＴ関連産業の集積促進」が明記されている。東南アジアとの技術協力・技術輸出の前進拠点、国際ネットワークのハブとして、沖縄はこの分野でも首相官邸から国家戦略的位置付けをなされている。(単なる1地域の産業振興の問題ではない)。

稲嶺知事が、ＩＴ立県と言い出した時に、私はまた稲嶺さんのハッタリかなと思ったんですけれども、どうもそうじゃないらしいと。これはどうも先に政府の国家戦略としてどうもこういうものがあるらしい

と。

今後、情報化社会の性質からして、個人情報を介したものが情報技術の核になる。住基ネットを基板に、ＩＣカードの技術（これらの技術は日本がトップレベルにあります）を組み込んだ個人監視システムが、沖縄モデルからアジア標準になる。

生態認証というのは、例えば指紋なんかを扉の開閉の鍵代わりにする技術。この指紋を認識する技術ですね。それとかあと目の、目の中にある虹彩を認識する技術。あと顔認識技術といいまして、顔のいくつかの点をその間隔・距離を計って、それで顔を認識する技術。その他あと声帯等もあるわけですけれども。こういった技術ですね。ＩＣカードは、まあＩＣカードですね。これでどういうことが起こり得るかということの、起こり得るかというか、今現在、自動車の運転免許証がありますね。昔は多分、自分で撮影して持っていった顔写真というのを使っていたように思うんです。今はその免許センターでやたらとでっかいカメラで撮影していますよね。あれが、顔写真のデータというのが、免許台帳ファイルでしたかね。そういった形でデータが集積されているわけですね。これは日本中の運転免許証を持っているすべての人の顔データです。同じく警察が設置しているものに、Ｎシステムというのがありますね。Ｎシステムというのは、車のナンバーだけを読み取るだけではなくて、実際に運転している人の顔まで、しっかりとあれは撮影されているわけですね。結局、運転免許証の顔データと、Ｎシステムの、いつ、どこどこ、何時に通行したというデータは、完全に照合されるようになっているであろうと、だろうというのは、結局、警察がこのへんの情報を一切公開していないから、憶測で考えるしかないわけですけれども。あと、まち中に設置されている、沖縄市ですとスーパー防犯灯という、防犯灯といいながら照明だけではなくて、防犯カメラとして撮影しているわけですね。あと、沖縄の中ではどうなっているのかはっきりわからないのですけれども、スーパー、コンビニ、銀行、そういったところに設置されている監視カメラ、沖縄の中ではどうなっているかわからないんですけれども、本土のセブンイレブンなんかは、もう直接警察のオンラインと結んでいるということが確認されています。

以上が現在行われているであろうことなんですけれども、例えば声帯を認識する技術なんかですと、盗聴というのは、全部の通話データを記録した上で、その声帯、声でもって瞬時に検索する。そういった形の今までの盗聴の形とは全然違うすべてを包括するような盗聴の仕方。過去のデータまでさかのぼって検索できるような形、そういったかなり全体的にとらえるような、そういう監視システムが技術的には可能なんだということですね。

次いきますね。平等権。

（1）すべての住民は、法の下に平等であって、年令、性別、職業、国籍、人種、宗教、信条、出身地等により、差別されない。平等権というのは、市町村レベルの自治基本条例の中には、なかった項目ですね。上記は、憲法14条から社会的身分と門地を除き、これは自治基本条例の総則にある、年令、職業、国籍、宗教を加えたもの。社会的身分と門地をはずしたのは、社会的身分と門地というのは、それ自体をなくしていかなくてはいけないものだと、ほかのものというのは、別にそれ自体はずっと続いていくものだという意味で、これがなんか同列に並べられているのはおかしいという指摘を聞いたことがありまして、あえてそういうふうにしました。

（2）例えば住民参加や雇用、婚姻等において、（1）の趣旨を厳守すべきで、制限を加える場合には、その合理的根拠の明示が必要というようなことを盛り込んではどうかなと思います。

次、自由権ですね。実を言いますと、これはもうきょうの明け方ぐらいに、もう思考能力が完全にストップしてしまった時で、とりあえず憲法にある項目をそのまま列挙しただけですね。これをあえて入れましたその趣旨というのが、メーリングリストには、以前に流したんですけれども、県の場合は、市町村と大きく違う身体的な拘束に関わる行政機関が二つ入っていると。警察と保健所ですね。警察が容疑者を逮捕する。保健所が精神障害者の措置入院、強制的な入院ですね。これを決定する権限を持っている。保健所が伝染病者を強制隔離する。こういった県の行政というのは、身体的拘束をも行うという意味で、市町

村の行政と性質が違う。そこの点で、この行政の性質がそういった意味で自由権に制約を加えるという性質を持っている以上、権利としての自由権もそれに応じてしっかりとして明記しておく必要があるんじゃないかという意味ですね。最近のことをちょっとだけ触れておきますと、昨年の８月に成立しました心神喪失者処遇法、または心神喪失者医療観察法といいますが、殺人や放火など重大な事件を起こし、ただ心神喪失を理由にして不起訴、無罪になった人たちを対象に、結局、地方裁判所で精神鑑定や審判などから再犯の恐れがあると判断されると、裁判官と精神科医は合議の上で入退院や通院治療を決める。これは、大阪の池田小学校の事件、これが法制定のきっかけになったわけですけれども、社会防衛を優先した収容が進むのではないかと強い批判がありました。再犯の恐れの判断について、再犯の恐れの不可能は予測不可能であるという批判や、精神障害者に限ってなぜ再犯の恐れを予測するのかという批判がなされていました。

それからもう一つ、今審議中の法案で、これは犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法一部改正案。この中で、新しい刑法、犯罪の概念として、凶暴罪というものが規定されていると。犯罪の実行に着手していなくても、一定の犯罪については、事前の打ち合わせの段階で処罰するという、新しい概念の犯罪。これは懲役４年以上の刑になる犯罪について適用されるわけですけれども、ちなみにこの懲役４年以上の刑というのが、550の項目にわたる犯罪になるわけです。これは恐れをてこにして、人身の自由を奪うこれらの法律が人権にとって脅威にならないでしょうかということで、この問題をちょっと人権ということを考える上で、今後注目していく必要があるだろうということで触れましたね。あと、本当は取り上げたかったんですけど、結局、有事法制、この中でかなり人権の制限というものがいろいろ規定されていますので、私、これ勉強不足と時間不足で、ちゃんとここの中に盛り込むことができなかったんですけれども、こういう視点が必要だろうと思います。以上でしたかね、あと、財政と、まちづくりに関わる仕事の評価、住民投票制度、ここでも権利を盛り込まれていますけれども、これはまた別の項目で議論したらいいだろうということで、私からの最初の発表は以上です。どうやって進めていったらいいんでしょうね。

○曽根淳氏　基本的なところで質問ですけど、一応人権の項目の中に、ご説明いただいた各種の権利を全部位置付けて、きょうはその論点について示していただいたという認識でいいのかな。位置付ける必要があるということですよね。

○難波田到吾氏　ええ、結局ちゃんと条文の形にまとめることはできていませんので。

○曽根淳氏　きょうの進め方としては、その論点についてそれぞれ考え方を述べて、あとで難波田さんがそれを文章にまとめるということは可能なのかな。結構大変ですね。

○難波田到吾氏　大変ですね。私これをやりながら、やはり人権というのはものすごく多岐にわたるなというのと、また最初は市町村と県レベルでそんなに変わらないだろうと思っていたんだけれども、やはりだいぶ変わる部分もあるということに、これをやりながらいろいろ気づいたりして、大変ですね。

○玉城和宏氏　いろいろ多岐にわたって大変なことを出していただいて、どうもありがとうございます。私自身こういう細かいとこまでわからないんだけど、今、論文を書き続けているんだけれども、論文書く必要があるということは、沖縄大学に行くために社会系の論文を書かないといけなくて、無理して書いているんだけども、そこの中に私は個人的な生存空間というのを全部入れてあるんですよ。個人的な生存空間を入れてあるというのは、互いに全部個人的な生存空間を持っているわけで、子供から大人、全部含めて。そしてその個人的な生存空間をあるグループが、一応属性として、家族であったり、地域コミュニティのいろんな形態であったり、それから県レベルのいろんな組織もある。組織の中で、関連する作用ということを私入れてあるんですが、いろんな作用がありますね。お金を流すという、あるいは行政的に法律でしばるとか、いろんなことがたくさんあるわけですけれども、そういうところのいろんな作用とか、それら作用の関わりで様々な空間全体、例えば、生存空間、国の生存空間も国際的な生存空間も沖縄の場合全部絡んでくるわけですけど。

特に一つ一つの生存空間、その生存空間をどのように我々が担保できるかと。つまり、外部からのいろ

いろな作用というのがあるのだけれども、そういう作用はおしなべて自分たちの、沖縄に住んでいる、あるいはほんとは世界全部だと思うのですけれども、そういう生存空間という概念を是非入れてほしい。少なくともこの人権という部分では、いろんな属性が入りすぎていて話しが複雑になってしまう。そこで、それをまとめる切り口として、安全と食糧確保、つまりエネルギー供給なんですね、そういうインフラも全部入ってくるんですが、安全と食料確保というその二つからそれらに関する部分で、作用とか情報、技術、スキルなどによって、いろんな強制があったり、あるいは生活を高めるというか、もう少し豊かな形になったりとかということがある。だから人権の見方という時に、個人の生存や安全な空間の確保というのは特に重要になる。だから情報が管理されるということは、将来自分の安全が犯されるという可能性がありますね。国のスーパーパワーによって。だからそこに対する制限の項目が必要となる。個人の生存空間を国に対してどのように保障するかと。国がそこまでやっていいはずがないわけで、そのへんの状況を本当は政治関係とか専門の方々に議論していただいたほうが、私がやるよりはいいんだけど、私は数学的なフレームワークを書いているに過ぎないので、そのへんの部分を視点に入れていただいて、これをもう１回見直していただけると、ひょっとしたら見通しがよくなるのかなと、こう思っています。

○島袋純氏　多分、玉野井先生が言われた地域というのは、そういった生存的空間ですか、生存空間、それをいちばん今達成できるのはこういった地域というレベルではないかという発想だったんじゃないかなというイメージですね、今言われてそういう気がします。それで平和的生存権の中になじみやすい言葉ではないかなという今印象でした。

全体的にいろんな議論が出ていたんですが、例えば、これは特段県のレベルで、この人権のところで設けなくてもいいんじゃないか、ほかのところに回せるんじゃないかと思われるのが、例えば「まちづくりに参加する権利」、それから「まちづくり活動団体」、そういったのは、ほかのところで述べることができるんじゃないかなという気がして、人権として重要なのは、「平和的生存権」、それからここでは「抵抗権」ととりあえず書いておきましょう、とりあえず、またあとで名前変わるかもしれないですが、「抵抗権」ですね。それと、「教育と学習に関する権利」、多分「文化の享受権」というのは、これユネスコの少数民族に対する文化の享受権ですね。ユネスコの条約の。それから自分たちの固有の言語、母語を継承し発展させる権利、そういったのを前提として、これかなり前回も議論したんですよね。公教育によって、それを税金でもって保障する権利ということで、相当議論したことがあるんですけれども、その権利は非常に重要です。それから情報の共有というのは、議会とか、いろんなことが出ているんですが、これはやはり「知る権利」、あるいは個人情報統制権、個人の情報の統制権、トレースの権とかいろいろあるんですが、知る権利、個人情報を自分でトレースして、削除してもらったり、いろいろする権利ですね。個人情報のコントロールの権。情報の共有という言葉ではちょっと人権的なものではないので、「知る権利」と「情報統制権」、「個人情報統制権」という形で言葉を変えていったほうがいいんじゃないかなというイメージです。

そして、「平等権」、「自由権」は基本的に憲法上保障されていて、さっきの杣山の訴訟のこととか、基本的にどこからどう見ても「平等権」に反するとしか思えない事実ですよね。伝統とか慣習とかで、そのままで正しいんだったら憲法なんかいらないわけであって、ですから「平等権」ということに関してと、自由の権利に関して、やはりそんなに憲法と重複するような規定はいらないかとは思うんですけれども、プラスアルファで先ほど言われたように、警察の権限とかあって、しかも日本の場合は、かなり国家警察的な色彩が強いので、その自由権の中でのいろんな拘束する権限を阻止するような、自治体に情報と、それから沖縄県民の身体的な拘束に関するこれをやってはならないという義務を課すという部分は必要かなというイメージです。

それで、すべてこれは「まちづくりの権利」になっていて、どうまちをつくっていくという色彩が出ているんですが、沖縄州の自治基本法となると、国づくりという言葉に置き換えるわけにはいかないので、おそらくここで全部出ているまちづくりというところは変えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけど。よりもうちょっと憲法的なイメージに変えていったほうがいいかなという気が。もし、まちづく

りにすべての過程とか、まちづくりと議会と住民との関係とか、そのまちづくりの部分に関しては、別のところで規定していったらいいんじゃないかなとそんな気がします。

要するに政策への住民参加の権利ということなので、権利のところで出てきたんですが、住民参加のシステムというものを、人権のところはやはり基本的な人権の、基本的に原則を書いて、あるいはこれをやってはいけないという政府に対する禁止の条項を書いて、あと具体的な参加の手続きとか手法に関しては、そういった禁止項目、あるいは権利項目ということを明記することによって、もうひとつ下のランクでできるか、あるいは別の条項でできるか、そんなイメージです。

○玉城和宏氏　先ほど島袋さんから、個人の統制権という話がありましたけれども、やはり情報が個人の統制に入っていて、どういう情報が入っているかというのは自分でコントロールしている状況が必要であります。それから、禁治産者などいろんなレベルがあって、子供の場合だったら、将来大人になったら持っているべき権利などに関わる情報を担保してあげるという、そういう保障も必要なので、だから個人の統制権という場合に、流れる情報に関する状況とか、一般的状況に関する情報、個人の情報、そのへんの設定も是非議論していただきたいと思います。

○佐藤学氏　難波田さんの今のお話も含めて、州の権利規定として、システム離脱であるとか、要するに日本につながるシステムからの離脱、住基ネットを離脱しているところは、まだ離脱しているんですよね、三つか四つ、もう入っちゃったですか。

○難波田到吾氏　まだ入ってないですね。

○佐藤学氏　途中で入ったところもどこかあるんですよね。

○難波田到吾氏　あります。

○佐藤学氏　そういうことであるとか、あるいはそもそもその監視システムをつくるつくらない、つくらないということを言えるのかどうかわからないけれども、あるいは監視システムつくるのであれば、それを公表しないといけないとか、何とかかんとか現代的な人権侵害状況を取り上げるというなんばたさんの問題提起をそういう形で盛り込めないかなと思ったんですけどね。

○曽根純氏　おっしゃるとおりなんですけど、ちょっとただ自分の頭がごっちゃになってしまうのは、まず憲法で保障されている権利はあるという前提があるということですよね。ただし、この中に二つ視点があって、一つは日本の国家というものから自治州の住民の人権を守るという部分と、でも、この自治州が何をやるかわからないという部分から住民を守る部分というのが、ごっちゃになっているような部分があるような気がしたんですね。

○佐藤学氏　要するに両方必要だというつもりというか、そんな気がしますが。

○島袋純氏　もうひとつやはり問題になるのが、ＮＰＯとかそれからまちづくり活動団体、全部含めているんですけれども、住民自治組織ですね、それが非常に因習悪、慣習、さっきの杣山事件もそうですけれども、超人権侵害、これをやりまくっていてみんなほったらかしにしているという問題ですね、これをどうするか、だから住民自治組織の実情と近代化、そういったものが本当は必要なんですよね。沖縄はこの問題非常に根が深くて、これを実を言うと再構成しないと、再構成するに当たっても、だけど沖縄の文化です、歴史ですと言わさないで、再構成していかないといけないということですよね。

○濱里正史氏　基本的なことを聞きたいんですけれども、ここでいう人権の、先ほど島袋先生が言いかけたと思うんですけれども、人権に関してだけやっていくか。環境のところで権利についてやっていくのか、権利と義務というのが環境のところに出ているんですけれども、要するに個人と権力集団で考えると、個人に関しては、権利と義務というのがあって、それを両方ここの中で盛り込んでいくという話なのか。権力集団に、自治体とかになると、保障するということと権利を制限するという話があって、その話もこの中に入ってくるのかというところが一つ聞きたいところと、もう一つは権力集団にマスコミを加えてほしいなということですね。これは知る権利もあるんですけれども、今ＮＨＫの問題が出ていますけれども、知る権利の一つの権威つけられた集団として、財政も確保されたことも保障してあげるけれども、やった

らいけないことも、きちんと権力を制限しないといけないという話が出てきていると思うんです。これをここでやるのか、ほかでやるのかの問題はあるんですけれども、これが一つ。

あと、教育に関しては、先ほどでてる日本国憲法が、一応改憲論でよく日本国憲法は人権に関してはもう古いと改憲論の中でいちばん説得力のあるのは、いろいろ情報とか環境に関するものを改憲しようと、そういう新しい人権について、日本国憲法プラスアルファという形でこの中でやっていくという基本ラインでいいのかというところで、プラスアルファでやってほしいのは、教育権なんですよ。要するに、国に全部教育を任すのではなくて、マスコミもそうなんですけれども、今マスコミと教育が一番子供たちを育てるのにいちばん影響力を持っていて、この沖縄独自の、要するにマスコミのテレビ番組のつくる組織をつくってほしいというのと、それに関する権利というか、保障とあれを自治州の中で財政と役割をきちんと、日本国の中のマスコミではなくて、自治州の中に日本国とは別個に位置付けてほしいというのと。

もう一つは、教育に関しては国ではなくて自治州レベルで、保障と、制限なら制限という形で、独自の例えば古典とか漢詩だったら琉球漢詩でもいいし、沖縄のおもろを教えてもいいと思うんだけど、そんなことができるのか、まあだいぶできるようになってきた気がしますけれども、そういうカリキュラムのあれからして、自治州の中でその教育権を持ってやっていくという、この中でうたえるかどうかちょっとわからないんですけれども、人権のところでできるかどうかも含めて。

○島袋純氏　スコットランドが政府をもった時に、最初にやったのがその仕事だったんですよ。ゲール語の新聞の欄を、これは強制的にばかりではないと思うんですけど、ゲール語の新聞の欄を設けることと、それから議会においてゲール語を使用して議論すること。それからゲール語で説明書をつくる。ゲール語というスコットランドの母語です、もともとの言葉なんですけれども、もう英語にされてしまいまして、それで基本的にこの言葉をしゃべれるのはスコットランド人口の１％もいないぐらいしかいないんですけれども、それでも独自の、もともとの言語であるということで、向こうはケルト族ですのであったんですけれども、そういったのがやはり自治州をもつことによって、初めて実現して、公的な資金でもってテレビ番組もありました。それから議会においても、ゲール語でほとんど誰もしゃべれないのにゲール語による審議の日をもうけ無理やり議論していた。誰もしゃべれないというのは大げさですが、129名中、母国語をしゃべれるのは２人でした。ですけれども、首相から何から何まで、答弁もみんなゲール語でやるという、わざとつくってやったんですけれども、これがG2案で沖縄の独自の文化を共有し発展させる権利ということで明記しておくことによって、引き出せるのではないかなと。

スコットランドの場合、実をいうと基本的には、こういった明確な文言はなかったはずなんですよね、スコットランド基本法の中には。だけどそれは基本的に原則として了承されていて、公的な資金をかなり大きな金額を大量に提供しているという状況で、公的な幼稚園・小学校・高校にゲール語の教員を派遣すると。英語でインストラクターやっているじゃないですか。あれと同じようにゲール語の教員を、みんなすべての小・中・高校に派遣するというプログラム組み立ててましたので、もしかしたら将来的に沖縄のウチナーグチも、もうほとんど滅亡する言語になっていますので、各市町村の単位での言葉を、首里の言葉が標準語と押し付ける必要はないと思うんですよ。また国家語をつくってしまうだけなので、市町村の単位でその言語のインストラクターを養成して提供するというシステムが必要なんじゃないかなという気はしています。

ですから、可能性のある権利だと思います。それから権利と義務に関しまして、憲法も考えてみたら、権利と義務は一緒に書いてあるんじゃないかなと思うんですが、身体の自由と拘束してはいけないという、国家に課した制約的な義務と。それでこれは、表裏一体の関係ではないかなという気がして、だから区別するのはちょっと難しいんじゃないかなという気がします。

○曽根淳氏　教育と放送は大事だと思うんですけど、これはいい面で使われればいいことになるんだけども、逆に使われると、結局、愛国教育とか、あるいは情報統制みたいな形になるので、義務付けをするべきようなことなのかどうかというのはちょっとわからない部分があります。

○島仲徳子氏　先ほど触れました文化に関することですが、ここで、「沖縄の住民は沖縄の独自の文化を共有し、発展させる権利を有する」とあります。で、ここに付け加えてはいかがでしょうか、という提案なのですが、ここに、「独自の文化を創造し、享受し、発展させる権利を有する」、あるいは、今、「文化権」という権利については、まだよく知られていないというか、確立されていないようですけれども、ここに、「文化権」という概念を、沖縄州は、はっきり打ち出すことが必要ではないかと思います。

文化を創造し享受する権利は、人が生まれながらにして持つ権利であること、自由権としての創造権、社会権として文化にアクセスし、それを享受する権利、そしてもう一つ、文化を自分たちで決める自決権、あるいはアイデンティティを確立する集団的権利としての、私たちの文化権をはっきり出したほうがいいのではないかと思います。

平成13年に「文化芸術振興基本法」という法律ができました。文化行政をしていく上でのよりどころだと思いますが、中身は「文化」というよりも、より、「芸術」に力を置いたような法律です。とても気になるところは、27項目ぐらいの国の役割、責務みたいなものがあり、そのあとに、地方公共団体はこれに準拠してそれぞれの政策を展開する、というふうな記述があります。今の地域主権の時代において、非常に逆行するような考え方の「文化芸術振興基本法」がある。そこを踏まえた上で、沖縄州が独自の州法律をつくるのであれば、「Ｇ２案の沖縄の独自の文化を共有し発展させる権利は、自治教育権の観点を強調」とありますけれども、私もやはり、文化権という概念をここで強く出したほうがいいんじゃないかと思います。６に「文化権」という言葉はどこにもないのですが、ただ「文化を享有し」だけでなく、ここに、「創造し」とか入れて、文化権の考え方を入れたらいいのではないかなと思います。

○難波田到吾氏　そうですね。

○玉城和宏氏　やはり、いろんな議論をお聞きしていて、非常に重要なサゼスチョンがあり、そしてサゼスチョンから自然に流れていく微細な構造も入っていて、その微細な構造の部分というのは、後々こういう発展させる権利を有するというかたちで、自治基本法の中に込められるんじゃないかなと。だから、基本法のなかに自己発展系、自己形成系といいますか、そういう視点をやはり今、島仲さんが言われたような感じで入れていくと。そういう形すなわち発展形式で新しい条項が必要であれば盛り込むことができるという、そういう形態を、文言を考えて頂ければなという思いが一つと。私自身は国とか県とか、ややもするとスーパーパワーの属する部類の組織というのは、やっていいこといけないこと、これを明確に書くことが必要だと考えています。もし、国が、あるいは県がそれが必要だという時には、国民に諮ったり、あるいは県民に諮ったりという、そういうことが必要じゃないかと。僕が気になっているのは、日本の裁判官も全部そうですけれども、明治憲法の虜になりすぎていて、つまり国民をコントロールするために、憲法や法律に書いていることしかやってはいけませんよと。それ以外はお上に聞きなさいと。だから常にお上に聞くというプロセスというか風土が作り出されていて、本土全体、日本全体が主体という部分を見失っているんですよ。沖縄だけじゃなくて。現状認識としては、私はそう思っていて、憲法に書いてあるというのを、もっと明確に出して、スーパーパワーがやっていいこと、やっていけないことをはっきりさせ、そして、それがもし必要というふうに考えるならば、国民に信を問うたり、あるいは代議士なんかで議論していただくという、そういうことを是非項目の中に入れてほしいというふうに思います。

○藤中寛之氏　教育と学習に関する自治の権利のところなんですけれども、非常に文化とか、教育とか、重要であるという形で独自のものをという文脈は、すごく自分自身もそう思うんですけれども、浜崎さんが先ほど指摘されたように、どうしても財政の問題が入ってきまして、そのことを考えますと、今の流れというのは、自分自身も実際文化に関わっているからとっても思うんですけれども、補助金がこないと、教育に関しても国庫負担金というのは非常に削減される方向で、その中で効果的・効率的な運営の仕組みというのを考えていかないといけないという切羽詰った状況がある中で、実際、道州制というのが導入されてきておりまして、この試案をつくるに当たっても、道州制の導入ということを考えましたら、文部科学省の権限とかであると思います。学校法人の設立とか、何かそういうような権限というのも、沖縄側で

引き取って、それで効果的、効率的な新しい教育、公務員の制度でありますとか、そういうものを決めることができる権利を有するとかを保障しなければなりませんという後に、ちょっと付け加えたほうがいいのではないかなというふうに自分は思いました。以上です。

○島袋純氏　今の視点は忘れていましたね。要するに先ほどおっしゃられたように、州がやっていいこと、やってはならないこと。国との関係で、権限の問題でやってはいいこと、沖縄の人々との関係でやっていいこと、二つ今重なっている話ですよね。学校をつくる権利があるかどうか。この視点は今までの議論に欠けていたなと思うんですけれども、基本的人権の項目の仕組みですね、前の議論の時は大体いちばん最初の１条で権利の宣言、それから２条目で何とかをやっていい、あるいは支援しなければならないという保障。保障しなければならないという話ですね、市町村、自治体は保障しなければならない。３番目に、何々はやってはいけないという今度は禁止義務。この三つの構想がだいたい原型だったんですね。それで禁止義務を設定する必要ない場合は保障で終わると。だから、第１条で権利、２条で保障義務、３条で禁止義務みたいな、そんなイメージでずっとだいたい構成はなっているんですよ。

それで、この仕組みを基本的に継承するのかですね、前回の自治基本条例のモデル条例のやり方、それであれば非常にちょっとわかりやすくなることはわかりやすくなるということですね。それがたった３条じゃなくて、４条、５条になる場合もあるかもしれませんが、非常にわかりやすくなると思います。それでその過程の中で、今言ったような文化の関係で、国と州が持つべき権利、例えば今の点は警察権に関しても非常に重要な問題が出てきて、警察権は今国家警察で、県警は全部国が統制していますよね。これをどう断ち切るかという問題ですね。これはちょっと今まで人権のところで、これを考える必要というのが想定、今まで僕の頭の中で及んでいなかったので、これはもう一度考え直す必要があるんじゃないですかね。

○玉城和宏氏　先ほど島袋さんが言われたように、物理的な発想でいうと作用になるわけですけれども、国の作用それから県の作用、その作用の分別、例えば教育の場合では、どんなふうに言ったらいいのか、カルチャーラルリテラシーというか、教養的、共通の日本国民全体として基本的に抑えておくべき事実とかを踏まえておく事。それからさっき文化の話をしましたから、沖縄県民として抑えておくべきカルチャーラルリテラシーとか、いろんな属性が入り込むことが可能だと。もちろん警察権にしたって、アメリカの場合だったら連邦警察だとか、州警察とか、そのへんのリンクもありますから、そのへんのリンクの部分というのは、どういうふうに設定するかという、本来それは国がやるべき話だろうと思いますけれども。一応、今島袋さん言われたように県のレベルで必要なものは、こんなものがあると。それに両立するような感じ、コンパチになるような感じで、ほかのレベルのところもやってほしいという、そういう主張をぜひ入れたほうがいいですね。それは、人権という部分の、僕は生存空間との関連で言っているのですが、その場合、スーパーパワーとかが人間に何かと作用する、統制をする、やってはいけない禁止項目とか、あるいは促すとか、そういう部分をひっくるめて作用と私は言っているのですが、そういう作用という部分はどういうふうな形に制限するべきか、あるいは促すべきかという、そのあたりの問題があるので、対象と空間と作用という、それら三つを一緒に考える必要があり、私は、三つ組みと呼んでいますが、対象や作用の実施者を含めて空間を考える、そういう概念的視点から、そういうふうに見てるんですよ。そのへんの部分がちょっとあるのじゃないかなと思って発言しました。

○濱里正史氏　ひょとしたら、がらっと話が変わるかもしれないんですけれども、基本的には民族自決権というとちょっと大げさなんですけれども、もともとここにある沖縄に住む人々の権利を保障する、どこが保障するか、まあ国なのか、自治州なのか、その役割分担はあるということだと思うんですけれども、沖縄自治州が日本に属することを決めるのは、おそらくこれはＧ２が基本なので言うのをやめようかなと思ったんですが、Ｇ３のほうなのかなと思うんですけれども、あまりに国がひどい場合には離脱する権利。スコットランドとか、ケベックが同じコンテクストでやっているかどうかはわからないです。何年かに１回選挙がありますよね。そういう自分の帰属をどこにするか。日本にするのか、中国にするのか、台湾に

するのか、アメリカにするのか、国連にするのかと決める権利は、もともと私たちは持っているという権利を盛り込めるかどうか、ちょっと聞きたいんですけど。

○島袋純氏　国連の人権規約であります自由権規約と社会権規約は、第１条にそれを書いてあるんですよ。人民の自己決定権ですね。どういう文章か、どういう条文か具体的には忘れたんですけど、具体的には。それが書いてあって、自由権と社会権の基本的な原理というのが、１条のいちばん最初に書かれてあるんですよね。それで、それはもちろんＧ３ではかなり意識して、だから、だからといって国民・国家をつくってもしょうがない。それを相対化するような原則を打ち立てられることができないのかということだったんですが、この議論の中では、個々の人々の人権、一人の人権の１つとして、集団的な権利である人々、ピープルの自己決定権というのをとらえるという発想にするのか、あるいは集団というものは権利をもっているのかという、いろんな議論の対立があって、非常に難しいんですよ。それできょう誰も法律学者は来てないので、この議論はほとんどできないかもしれませんが、私の発想としては、個々の一人一人の人権として、どの集団に自分は属して、そしてその集団が自己決定権を持っているという、何か個々の人権からそういった統治機構を決定する権利というものが生み出せないかというイメージですね。

ですが、これは法律学者ではなくて、私の頭の中で発想しているものなので、それから先行研究がどんなであるかよくわからなくて、これは全部すべて個々の人権、個々人の人権と書いてあるんですけれども、その文脈の中で乗せることができるのかちょっとわからないですね、正直なところ。

○玉城和宏氏　前に衆議院かなんかの形で、上原さんが内閣法制局かなにかに、沖縄の独立のプロセスとかあるかという話があったんですけれども、実は憲法22条でしたっけ、僕も専門じゃないのでわかりませんけれども、国籍離脱の自由というのがあるんですね。というのは、今難波田さんが持っておられる本で調べていますが、そこにあれかもしれません、国籍離脱の自由が、実際の憲法中にあると。そして、もし沖縄県民あるいは実際に沖縄に住んでおられる人たちの何割かが、国籍離脱ということをやれば、手続き的には、今、現憲法の範囲内でも私は可能でないかと思ってます。

○島袋純氏　問題は、こちらに人民の自己決定権として、それを明記して載せるかですね。Ｇ３でもし基本法をつくるとしたらこれ確実に載せる。載せないとこれは話にならないというところなんですけれども。Ｇ２のところで載せるか、載せることによって、基本的には95条の特別法を引き出してくる重要な論拠にはなると思うんです。ただ、日本の今の全体の雰囲気の中で道州制の文脈の中で考えているというレベルは通り越してしまうということがあって、それで反発は大きいかもしれない。特に中央官僚だとか、自民党だとか。問題あるんですけれども、まあ中央の省庁でどう考えるかというよりも、我々が持っている権利を、我々の生活の中から持っているものをつくり出していきたい、引き出していきたいということなので、特にこちらは純粋に民間の研究組織なんで、それでもいいんじゃないかなという気がしているんですが。

○宮里大八氏　憲法22条の国籍の離脱をした場合は、どこに国籍を置くのかなというのが、一つ疑問なのですけれども。例えば、それが今沖縄自治州という形で一つの独立した形の国家というか…。

○玉城和宏氏　専門家でないので、こういう話をしていいのかどうか、ちょっと適当じゃないと思うのですけど、一応憲法の範囲内で、所有権・財産権、そのへん全部行使をして、それから実際に公共財として使っているというのも、我々住民に対して認められた部分ですから、それらをもし生活権の体系として考えておけば、一人一人が離脱していった場合、国は「じゃお前ら沖縄から出て行け」ということは言えないだろうと。実際に人間が生活をしているということからも、世界人権宣言の中でも人権が一番にうたわれているわけですから。だからそれは、ある意味おもしろい、おもしろいというとちょっと語弊がありますけど、可能性があるのじゃないかと思っています。

○宮里大八氏　ということは、国籍は有さないのだが、現地点のその場所に留まるという、国連に申請してそれをもらえるというような流れができるのでしょうか。私はあまり想像ができないので、そうなった場合、海外旅行はどうやっていくのかという心配が、あります。

ちょっと視点が変わるかもしれませんけど、資料の２、二つ目のまちづくりに関する２、まちづくりに参加する権利と、まちづくり活動団体という権利がそれぞれありますけれども、それは先ほどお話があったようにこの人権に載せることは可能だと思います。
しかし、それよりは項目で市町村という項目にのせて、その上でまちづくりに参加するもう少し細かなレベルでの話をしたほうが、具体的な話がでるのかなというふうに思っています。
このまちづくりに参加する権利の（１）のほうに、米兵軍属を単純に住民と解釈した際にというふうにありますけれども、前、どこかの市町村で聞いた話ですけど、その米兵とか軍属の方が住んでいる場所の自治体の一角では、その軍属の方に区長さんをやってもらっているという話を聞いたことがありました。それが本当かどうかわからないですけど、その話があったので、ですから県内にもそういう具体的な事例を探せばあるのではないかと、思います。
ですから、実際にそのまちづくりにその方々が参加しているかどうかわからないですけれども、区長さんというきちんとした役割を与えられているわけですから、その人たちも沖縄の人権に当てはまってくるのかなというふうに思います。以上です。
○新崎盛幸氏　これについては、自分の中でも整理がついていませんので、先生方に質問という形になると思いますが、抵抗権ですが、先ほどの基本的人権が脅かされた場合に、沖縄は日本国から離脱というお話も出ていたんですけれども、これが抵抗権の中の１つの手段と見ていいんじゃないかというふうに認識はしています。この抵抗権が、例えば日本国内の中で国家からの基本的人権を脅かすような圧力があった場合は、抵抗権というものをすんなり受け入れられるんですけれども、例えば、この基本的人権を脅かされるという延長線上で見て、これが外国に対してなされる場合で想定すると、これが市民一人一人の自衛権という発想につながるのかどうかですね。これを教えていただきたいと思います。
○島袋純氏　抵抗権自体は、ジョン・ロックですよね。ロックが、国王が王権によって様々な人権侵害をした場合に、王の政府に対して抵抗する権利を有すると。まず貴族の中で了承された権利でしょうけれども、それが市民という概念とともに全国に広がっていくというのが流れだと思います。抵抗権をさらに政府の構成原理に変えたものが、革命権だと思うんですよ、私の理解では。ですから、その革命権の中には、抵抗権と革命権とが実質的に担保されて我々は主権者であると。主権を持っていて、政府を構成する権利を持っているということに論理的な帰結になると思う。ですから、どうしても以前のロックの哲学を具体化した憲法の中には抵抗権という言葉があったという理解なんですよね。それでその抵抗権の中には、基本的にアメリカ的になっていやになるんですけど、市民がやはり自分で自分を防衛する権利、これが原則として中にあるだろうと。ですから、基本的にこういったことがアメリカの民兵の原則だとか、精神だとか、あるいはアメリカの右派と言いますか、右派が自由主義者だったりするんですよね。そういったものに結びついているんではないかなと。
それで基本的には、その延長線上で国家防衛も原則的には考えるというのがロック的な発想じゃないかなと。アメリカの国自体も、非常にロックの精神に基づいてつくられた人工的な国なんですけれども、原則としてみんなが、個々人が自己防衛し、その自己防衛の集合体が州であり、さらにそれが国家であると。万が一国家だとあまりにも遠すぎるので、個々の人権を侵害すると、銃を持って自分たち自身が立ち上がると、そういうイメージで国がつくられているんではないかなというふうな気がします。それで、アメリカ在住長期の佐藤学さんがいろいろ議論されたんですけど。
○新崎盛幸氏　多分そういう論理展開になっていくんじゃないかと自分の頭の中で勝手に想像していたんですけれども、とすると、やはりこの抵抗権というのが、その後に出てくる「自衛の戦争等を否定し」という部分と少し矛盾が生じてくるんじゃないかという気がするんですけれども。
○佐藤学氏　要するに、権利を奪う、損なう、侵害するものが、自分の属する国の政府であろうと、外国の政府であろうと、抵抗権は有すると。それに対してどのように抵抗するかというのは、何も民兵組織をつくって国民一人一人が拳銃をもって立ち向かうことだけではないし、それが一番効率が高いというか、

確実に守れるわけでもないし、という発想を自分はします。だから、本当に抵抗する、確実に守ろうと思ったらば、圧倒的な軍事力を持っている自分の国の国家であったり、あるいは外国の国家に対して鉄砲を持ったって守れるわけはないわけで、それならば別の形でそれを実現する方策を考えると。だけれども、権利としてはそれを持つということだと自分は思うんですね。人の命が軽かった時代、そして政府とこっちの間の軍事力の非対象性がそんなに大きくなかった時代には民兵組織を持って鉄砲を持っていれば守れたかもしれないけど、今そんなことはあり得ない。それはそもそも不可能だとするならば、別な形でそれは実現、何かの形で抵抗する方策を考えるということを、そういう帰結になるんじゃないかと自分は思うんですけども。

○藤中寛之氏　今佐藤先生が指摘されたことについて、自分が思っていることを言わせていただきたいんですけれども、抵抗権でありますとか、自衛権でありますとか、そういう精神的な基点といいますか、そういう発想を基に、軍隊をコントロールするというシビリアンコントロールのものに行き着くんじゃないかなと思いまして。

Ｇ２のグループでも実は指摘されているんですけれども、人権のところの⑤ですね、「知る権利は憲法に保障された権利であり、特に主権者の政治的判断にかかる情報は、軍事情報を含め、徹底的に公開されねばならない」とあります。この軍事情報とかを、本来は自分たちがそういう自衛権を持っているという前提の中でしっかり検証して、沖縄にこれだけ、具体的に言えば基地はこれだけあるけれども、それは問題ではないのかという論争を巻き起こす、それでその正当性をしっかり国会等で評価されたら総意が形成されて、本来軍隊はこんなに必要ないというというような話に行き着くとか、そういうケースが想定されると思いますので、実際には武器を持って戦うとか、そういうわけではなくて、そういう歴史的な発想の基点みたいなのを　　持つっていうんですかね。なんかちょっとなかなかしっかりいろいろ議論しないといけない問題だと思うんですけども、そういうふうに自分は思います。以上です。

○島袋純氏　これ今思いついたんですけれども、玉城さんがさっきおっしゃられた生存的空間という言葉でつなげれば、平和的生存権と抵抗権って重なるっていうか、まとまることができるんじゃないかなというイメージです。要するに自分の生存的空間、生存空間を確保する権利ということですよね、簡単に言えば。それで平和に生きていくための権利ということですよね。それで抵抗権と平和的生存権と、これ最初は一緒だったような気もするんですが、何か合併して一つの新しい権利にならないですかね。イメージ的に。

○曽根淳氏　ちょっと話を聞きながら、引っかかったんですけれども、そういう生存的空間とかいうものを、全体的に非常にフラットな考え方で米軍の基地の中も対象とする。さっき宮里さんが言ってましたけど、なんばたさんが二つ視点を示されていて、米軍個人の人の人権というものを守っていかなければいけないんだろうと。だけど心配として、その場合に、住民と単純に解釈した場合どうだろうかと。前は全然気にしなかったんだけど、極端に考えていくと、例えばある基地に米軍が100万人の人を送り込んだとして、この人たちの生存空間を中心に考えていけば、多数決の意思決定がなされれば、その人たちの生存空間に合ったまちづくりが可能になってしまうわけですよね。この基本条例の基本的考え方としては、米軍基地を範囲に含めるためには、積極的にその米兵の人の人権も認めていこうという考え方なんだけども、それを突き詰めていくと、どかっと100万人とは言わないけど、10万人も送り込まれれば、その自治体においては、その米軍の人たちがまちづくりの主体になるわけなんで、このへんはどうなるんですかね。

○難波田到吾氏　実際イスラエルがやっていることは、そういうことですよね。

○屋嘉比収氏　兵士の滞在期間のサイクルっていうのは、非常に短いですよね。沖縄にずっと同じ人が10何年もいるわけじゃない。ある程度は、その何年間という制限によって、僕は十分に対応できると思っています。例えば、何十万の兵士が来て、彼らが地域の主導権を握るんじゃないかということは、滞在何年間という制限をつける技術的な対応によって、十分にできると思います。

ちょっとマイクを持ったついでに言いますが、今の議論で非常に興味深かったのは、むしろ我々がイメ

ージしているその抵抗権とか、あるいは革命権という、そのイメージそのものは私たちが壊さないといけない。さっき佐藤さんがおっしゃったように、抵抗や革命というと、武力を持つ形の抵抗というイメージがこびりついているわけですよね。しかし、抵抗権は消して武力と重なっているわけではない。そうではなくて、平和的生存権と抵抗権が重なっている。私たちがイメージする抵抗権のその幅といいましょうか、そういうことをどんどんこちら側から提起していく作業こそが重要ではないでしょうか。むしろそういう意味で言うと、今の日本国憲法の中に、抵抗権や国家からの離脱の権利まであるというのを再確認すると、僕は改めて憲法の奥深さというのを再認識した気がします。むしろ、抵抗権を武力と重ねている我々のイメージの貧困こそ変えるべきではないでしょうか。議論を聞いていて、私は、そのような印象を持ちました。

○玉城和宏氏　生存空間の話が出ましたので、もう少し詳しく話しますと、生存空間というのは個々の生物、個体のレベルでの生存空間。それはもちろん環境に影響したり、その周りの組織に影響したりします。それからある属性を持ったような集団があったら、その集団の中の外界に対する作用、またはプレゼンスという、そういうものが必ず影響してきます。歴史的に太古の古代国家という形を見てみますと、おサルさんもそうですけど、集団になって安全を図るという、そういう基本があります。それで対外的に他の部族がいた場合に、争いとかがあり、アフリカの場合ですと、それが形骸化して、ただ単に戦争する真似をして、互いに対峙して、それで終わりという、そういうのも残っているんですが、基本的に他のパワーが入ってきたり、そこの中にも生存権があるんだけど、グローバルなレベル、あるいはミディアムなレベル、ミクロのレベル、からの作用のレベルと分けて考えていただきたい。その作用がどういうふうなレベルで効いているのだという、そこの視点を持ってもらって、我々の生存はこういう諸々の力、パワーとか、制限とか、そういうもので成り立っているんだと。だから予定される力が出てきた時には、それに対しての抵抗権みたいな話じゃないけれども、それもまた付け加えて、オフェンシブな形ができるようにしておけばいいんじゃないかなと思います。ディフェンスだけじゃなくて。以上です。

○島袋純氏　僕は、生存的空間という言葉はいいなとは思ったんですけど、できるだけ、本当は地域という言葉は玉野井先生がやった地域という言葉で置き換えられないかなというイメージがとてもあってで、その意味はこうですよというような説明要因として言葉を使ったほうがいい、要するに何でかというと。

○玉城和宏氏　これ数学的用語で、空間という概念使って簡単にできる、そのほうが私は書きやすいので。

○島袋純氏　具体的な文章を持っていく時に、というのは、要するに例えば戦前の日本は生命線という言葉とか、自分たちが生きていくために必要な空間はこれだけですよと設定して大きくしていったんですよね。そういった問題があるんで、基本的にはやはり生きていく磁場という意味でですね、それで地域とか、やはりそういう言葉に置き換えていったほうが、ほんとはいいんじゃないかなと思います。

○屋嘉比収氏　「共同体」という言い方を当初は使用していて、それが玉野井先生の議論の中で、だんだんと「地域」へと変わっていきます。その後で、生態系の問題とか、あるいは生命系の問題へと移っていきます。また、晩年先生がよく強調していたのは、具体的な場に対するアイデンティファイの問題です。場に対して空間はたしかに普遍性を持つけど、なかなか一体化し得ない。しかし、場というのは、さっき島袋さんは磁場という言い方をしていましたけど、やはりそういう具体的な場に一体化するアイデンティティの問題とも重なってきますので、むしろその点が重要性だと認識しています。

○玉城和宏氏　理系のほうなものですから、ああいう磁場の話を聞くと、ちょっと一応お話していたほうがいいと思う。例えば、我々沖縄のほうにこういうフィールドがある。それを、例えばお金というのを磁場と考えてください。日本政府が、がばっとお金を出す。お金を出したらそれに人が群がって、鉄が磁場に反応するように、人がバーンとそこに向きますよね。向いた時にその人の下にまた人がさらについてきますね。そうすると、実は我々の空間のサイクル、循環が、いろいろなミクロな循環、マクロな循環、いろんな循環があって、全部うまく共存していたにもかかわらず、大きいお金、大きい事業が落ちるため

に、磁場的・磁気的作用があるために、そこに全部方向が向いてしまう。方向が向いてしまった時にはどうなるか。下のほうの空間が全部壊されているんです。だから、例えば後進国というと語弊があるので、後開発国とかの援助の場合でも同じです。お金はたくさん出すけれども、基本となる底のほうのサイクルを、小さいサイクルとかいろんなサイクルをつくってないのですよ。だから自立できないわけなんです。だから、本来磁気的作用という形でお話をする場合には、そういうふうな悪い面も少しある。だから、空間の中のサイクル、いろんな微生物のサイクルから、我々人間のサイクルから、いろんなマクロなサイクルもありますので、そのへんも考慮に入れて、言葉を使っていただけたら。

○曽根純氏　何となくそのイメージが少しわかりましたね。ですから、その権利を何のために保障するかと言ったら、やはり沖縄の中で人が生きていけるような社会の仕組みとか、サイクルをどう担保していくかということを、定義づけられればいいということですよね。

○佐藤学氏　具体的にどういうふうに何を盛り込むかと、相当昔に、しばらく前に島袋さんが言った、教育と学習に関する自治の権利、それから平和的生存権、言葉どうするにしろ、ここのところが中心になる。あと情報のところ、また少し話は戻りますけど、そのへん。あと具体的に何を盛り込むかを考えて話をまとめないと、なんばたさん大変だろうと思うので、どうでしょうか。

○島袋純氏　今出てきた議論としては、人民の自己決定権、まず、とりあえず出してみましょうね。それで後で削除するとしたら削除するという人民の自己決定権、それから、ちょっと順番よくです。平和的生存権、それから環境権、それから抵抗権、とりあえず分離して抵抗権、あと平和的生存権との関係で一体化するかどうかというのは後でまた議論するとして、まちづくりに参加する権利は抜いて、教育と学習に関する権利は置いといて、これと独立させて文化権。それからまちづくり活動団体は抜いて、それから情報の共有というのは、これ権利の言葉になってないので知る権利と自己情報統制権、こんな言葉あるんですかね。自己情報コントロール権ですか。

○難波田到吾氏　まあ、英語か日本語かの。

○島袋純氏　とりあえず自己情報統制権としておきますか。自己情報管理権ですか。管理権のほうがいいですか、統制権より。まあ、細かい名称はまたあとで。さっきの基本的な精神は自分の情報は自分でトレースして、自分で削除もできるし自分ですべて統率できるということですね。それからあとは、憲法上に保障もされているけれど、平等権と自由権。この中で、平等権は置いておくのか置いておくべきではないのか。自由権に関して置いておくべきか。これは議論が進んでいないんですけど、自由権に関しては、基本的に身体拘束をする権利があるということで、その部分に関しては、意識的に書いておく必要があるだろうと、今までの議論はすべていると。こんなものじゃないですかね。これをおそらくみなさんはなんばたさんが書き直して出してくると同時に、また一人一人が考えてＭＬの中でやりとりしていくということが必要になりますね。これはおそらく、もう1回、朝の９時から夜の９時まで会議をやらないといけないですね。ということにいつかはなるかと思いますが、とりあえず話で出てきたところを全部まとめていって、基本的な考えはある程度共有できたと思いますので、これを文書化していくという作業が必要だと思います。他に何か抜けている権利とか、概念とかありましたっけ。

○難波田到吾氏　先ほど玉城さんが提起された、強力な磁力が、作用が発生した時にという観点から、先ほど濱里さんが言われたマスコミの影響力ということいわれましたよね。あとマスコミ以外でも、地域で非常に強い影響力を持っている民間企業等もありますよね。そういうようなものについてどう考えるかという。要はその地域の中でとても大きな力を持っている公的権力以外の力ですよね。そんなものをどう位置づけるかという視点もちょっと必要なのかなというふうに。

○島袋純氏　僕がイメージしたのは、知る権利と情報の統制権に関して、これは基本的にメディアは確実に、直接的に絡む話なので、そのメディアが自分をさらし者にしない権利ですね。自分の肖像権とか、自分の文書、自分の写真を勝手にメディアに使わせない権利、それでかってに使ったらそれを訴える権利と、この中に突っ込むことができると思うし、それから文化に関しては、文化の権利に関して、何とか国

は保障しなければならない促進の部分ですね、その部分、やってはならないということで、国と自治州と、その両方の役割があると想定したんですが、その中にメディアというのを入れたらどうでしょうかね。

○難波田到吾氏　今、例えば個人情報保護法案や人権擁護法案の中で、かなり公権力がメディアに介入して、名目的にそれらの人権なり個人情報を保護しようという文脈の法案になっているわけですね。そうではなくて、メディアとか企業に関して、何か違うアプローチの仕方、例えば住民参加というようなアプローチの仕方でもって、メディアによる権利の侵害を抑えることができないかとか、なんかちょっとそんなことが考えられないかなと思いますけども。

○佐藤学氏　地域の企業が、なんかの形で横暴を働くのに対してどうするかというようなことです。そういうことメディアだけにかぎらないわけでしょう。

○難波田到吾氏　メディアとほかの企業、ちょっと性質違うのかもしれないですけどもね。

○佐藤学氏　公権力に対しては、そういう権利打ち立てることできるけれども、要するに私人と私人の間の関係になるので、どういうふうにするか難しいですよね。法律学者がいないとわからないけど。

○島袋純氏　プライバシーの権利と書いてないので、これが問題ですね、忘れていました。プライバシーの権利っていうのが抜けているんですよね。忘れていました。自己情報の統制権の原則の中には、やはりプライバシーの権利というのが必要なはずで、それでプライバシーの権利、例えば今なんばたさんが言った盗聴法だとか、要するに、公人のスキャンダルを暴くのをメディアに対して禁止するような法律になっていますよね。盗聴でしたっけ、何でしたっけ。

○難波田到吾氏　個人情報保護。

○島袋純氏　あ、個人情報保護か。個人情報保護という名目のもとに、公人のスキャンダル情報を暴露させないという仕組みになっているんで、逆にこっちに関してはメディアに積極的に役割を果たしてもらうようにしないといけない。だけど、一般の個々の普通の市民に対しては、そのプライバシーが侵害されてはならないと、だから両面を想定しないと、今の日本の無茶苦茶なメディアの状況というのは、改善されないということですよね。

だから、プライバシーのところの権利というのを置くことによって、そこでメディアが公人の情報を暴くのを阻止するような個人情報保護法を、どうにか打破していって、さらに今起こっている、個々人のプライバシーの侵害をメディアが積極的にやっているような情報を禁止すると。そういうのを、両方実現できないですかね。プライバシーの権利。だから、知る権利、プライバシーの権利、個人情報のコントロール権。この三つを並列するということでどうでしょうか。

○玉城和宏氏　やはり総理大臣みたいになった、公人になった人が、我々と同じレベルのプライバシー、プライバシーというのは、もう言語道断だと私は思っているんですけれども、そういう重い職についた時には、おのずとやれることがもう決まっているという形にしてもらわないと、それにそれ以外のことをやったら困ると、例えば情報とか、いろんな美味しいものがあって漏れてきて、そしてそれはおかしいじゃないかというアピールになるので、公人になれば、特に大きい権限を付与される人であればあるほど、やれることを、明記されるべきだというふうに私は思っています。

○曽根淳氏　今メディアの話だけ出ていたんですけど、企業の横暴というのは、例えば選挙があると、この企業に勤めている、あるいはその傘下で仕事をしている人にはみんなここに投票しなさいというような、別に強制しているわけじゃないけど事実上は強制されているようなことがあるとか、あるいは企業が勝手にここに原子力発電所をつくってしまう。これに対して周りの人は、別に企業活動だから文句言えないとか、こんなことを言っているのですか。

○佐藤学氏　難波田さんがそういうことを言ったのだろうなと思ったんです。圧倒的な…

○難波田到吾氏　そうですね…

○佐藤学氏　地域では圧倒的な存在で、公的権力でないものがという、それに対してどうするかというお話だったんですよね。メディアだけじゃなくてということで。公権力ではない地域での圧倒的な存在に

対して、どうするかという話を権利として盛り込むというのが、例えば、それは本来的には訴訟で解決する問題なのかもしれないなとか、権利で保障するということになじまないのかもしれないなという気はしたんです。ただそれが、ほんとにうまくいくかどうかわからない。ただこれは、Ｇ２案を下敷きにしているとすると、現行法制のもとには入らないといけないわけなので、そうすると民間企業に対して、どうのこうのということを、具体的に盛り込むのは難しいのではないかなということを言いたかったんですけども。いかがでしょうか。

○玉城和宏氏　私もサラリーマンですよね。会社のサラリーマンの場合に、日本でよく言われること、まず結婚してる、ちょっと信頼できる。子供ができる、もうちょっと信頼できる。会社のお金でローンを組んで家を建てる、すごく信頼できる。わかりますか、それ。つまり、生活は安全だけども、生活の食料空間というか、安全空間、そこの中のソースを全部組織に握られている。そういう形で、お前、じゃ、あっち行けこっち行け、こういうふうな隠然たる、表に出てこない、日本的慣習の中の、因習の中の、そういう力というのが現実には日本の社会の中にまだある。そのへんのところを取り除いていかないと、本来の先進的国家というか、文化的国家に私はならないのではないのかなと。だからそのへんの現実も少し考えておかないと。だから、難波田さんがおっしゃったのは、いろんな形を認めながら共生していくという人の生存権に対し、エネルギーソースを牛耳りながらやっていくような、そのようなものに対してどのような歯止めが可能かという、一般的に見たらそういうふうに解釈していいのかなと私はそう思いました。

○難波田到吾氏　具体的に今それに対してどういう権利保障がされているかというと、例えば労働権であったり、あと消費者の権利とか、そういうことになるんですかね。

○濱里正史氏　今の話でいくと、おそらく権利の話でなく制限の話だと思うんですけれども、マスコミにしても、公的権力にしても制限していくと。これは、基本的には労働権にしろいろんな権利は、何人も侵してはならないというのが基本原則であって、それはなんかあったら法律の中でやれる。ただし、公的権力に関しては、特別に監視していかないと暴走する可能性がある。これは特別な存在なので、別個考えましょうという現実対処から出てきた。最近の現実対処としては、マスコミとかメディアというのが、特別に暴走を食い止めないといけないような状況になったので加えましょうという話だと思うんです。確かに地域の状況でいくと、顕著な例は、水俣の窒素とかは、一企業ですけれども同じような環境権というか、生存権すら脅かしたことで、だいぶ前に玉城さんが言ったんですけれども、今完璧なものですべてを、あの100年ずっと通じるというものではなくて、そういうものが出てきたら、現実的に対処できるように。ですから、何人も侵してはいけないというところでやっておいて、その特別な存在が出てきたら、現実対処として指定しましょうという柔軟な枠組みでとらえればいいんじゃないかなと思います。

○難波田到吾氏　どういうふうにしましょう。今島袋先生が挙げた、絞り込んだ項目でも、かなりたくさんあるんですけど。

○島袋純氏　そうですけれども、やはり何々権利、何々権というのは明示しておかないと、我々が新しい権利として打ち立てたいという思いが通じないんで、それはやったほうがいいんじゃないですかね。今言ったような、平和的生存権とか、環境権とか。これは憲法上ない言葉なので、知る権利とかも、すべて今言ったやつは書いて、その中で基本的な原則は、その権利というのは、我々の社会をつくる基盤であって、それで基本的には何人たりともっている。生まれながらにしてもっているものであって、その中で、権力体がどう関わっていくかということに関して、保障する、それから禁止義務、そういったものを規定していくと。権力体の中には、メディアというのもおそらく入るだろうと。それから、将来的にはさらにいろんな権力体が出るかもしれない事を想定しながら、組み込んだ発展する人権の内容とする。今基本的合意というのは大体得られたと思うので、その方向でまたＭＬの中で議論し合って固めていくしかないでしょうね。

○難波田到吾氏　というわけで、本日の人権の話についてはこれで閉じさせて頂きまして、またメーリングリスト等を通じて練り上げて行くという形で行きます。